

本寺地区 景観計画

骨寺村莊園景観むらづくりに向けて

平成18年2月 一関市



はじめに

一関市の国定公園栗駒山を望む本寺地区の「骨寺村荘園遺跡」とその周辺には、平泉中尊寺に伝わる中世絵図に描かれた荘園景観が、今も色濃く残る農村景観が現存しており、世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価されております。

この年月を経て育まれてきた景観を保全し、さらに良好な景観と潤いのある地域の形成を図り、市民の方々と共に後世に伝えていくため、この度「本寺地区景観計画」を策定いたしました。

この計画は、景観法の規定に基づき、景観行政団体である一関市が、世界遺産への推薦が予定されている「平泉の文化遺産」の構成資産である「骨寺村荘園遺跡」(コアゾーン)と、その周辺環境を保全するための緩衝地帯(バッファゾーン)を計画区域として、良好な景観の保全と形成に関する計画として定めたものであります。

また、コアゾーンにつきましては文化財保護法による「重要文化的景観」の選定を目指しておりますことから、景観計画の策定にあたっては、「本寺地区の文化的景観保存計画」等との整合を図ったものであります。

本寺地区の良好な景観の形成は、市民の方々の創意ある活動をもとに、景観法、景観計画及び景観条例を通して、行政と、市民の皆様や関係団体の皆様が、互いに協力し協働で取り組むことにより、はじめて実現できるものであります。

この景観計画が広く共有され、卓越した歴史的景観の保全と良好な景観の形成が、地域の発展に資することを願っております。

景観計画の策定にあたりましては、市民、特に本寺地区の方々から広く意見をお聞きし、意向を反映させるため、骨寺村荘園景観検討委員会や、説明会及び意見交換会等を開催し、合意形成を図って参りました。また、国土交通省、文化庁、岩手県等関係機関をはじめ、地域づくりや文化財関係の学識経験者の方々には、格別のご指導ご高配を賜りました。ここに深甚より感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成18年2月

一関市長 浅井 東兵衛

本寺地区景観計画
—骨寺村莊園景観むらづくりに向けて—

目 次

| | |
|--|----|
| 本寺地区景観計画 | 1 |
| 序 計画の基本的事項 | 2 |
| 1章 地域の景観的特徴 | 4 |
| ① 景観の特徴 | 4 |
| ② 景観の現況 | 10 |
| 2章 課題の把握 | 18 |
| 3章 基本理念 | 21 |
| 4章 基本方針 | 22 |
| ① 景観形成基本方針 | 22 |
| ② 景観形成基準 | 35 |
| ③ 景観むらづくり推進方針 | 40 |
| 5章 地区別の景観形成方針 | 45 |
| ① 地区区分の設定 | 45 |
| ② 地区別景観形成方針 | 46 |
| 6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 | 64 |
| 7章 景観形成の推進方策 | 66 |
| 資料編 | 69 |
| 資料1 計画策定の体制と経過 | 70 |
| 資料2 「一関市本寺地区景観計画による届出行為に関する条例」(案)..... | 74 |
| 資料3 「景観法」..... | 76 |



上空からみる本寺地区

計画の全体像

計画の基本的事項

序

計画の目指すもの

- ・ 中世荘園の歴史的農村景観の保全と継承
- ・ 景観むらづくりの方向性と支援方策の確立
- ・ 世界遺産にふさわしい景観の育成

計画の位置づけ

- ・ 景観法に基づく景観計画
- ・ 景観むらづくりの方向性明示

計画の年次

- ・ 施行：平成18年4月1日
- ・ 目標像：本寺地区の将来像を示す
- ・ 景観形成方針：今後20年程度の考え方を示す
- ・ 景観形成基準等の方針：将来にわたっての景観形成基準を示す
- ・ 今度策定するアクションプラン：5年程度の目標年次で具体的事業を示す

計画のきっかけ

- ・ 本寺地区の中世骨寺村荘園遺跡が世界遺産登録の候補になったこと
- ・ 本寺地区のむらづくりの気運が高まったこと

地域の景観的特徴

1章

- ・ 中世荘園の絵図から続く景観が残っている
- ・ 農村景観の美しさが継承されている
- ・ むらづくり活動が進んでいる

従来の研究成果

- ・ 各種文化財等調査研究の蓄積

地域活動の蓄積

- ・ 美しい本寺推進本部に始まる各種むらづくり活動

景観計画と同時進行中の計画等

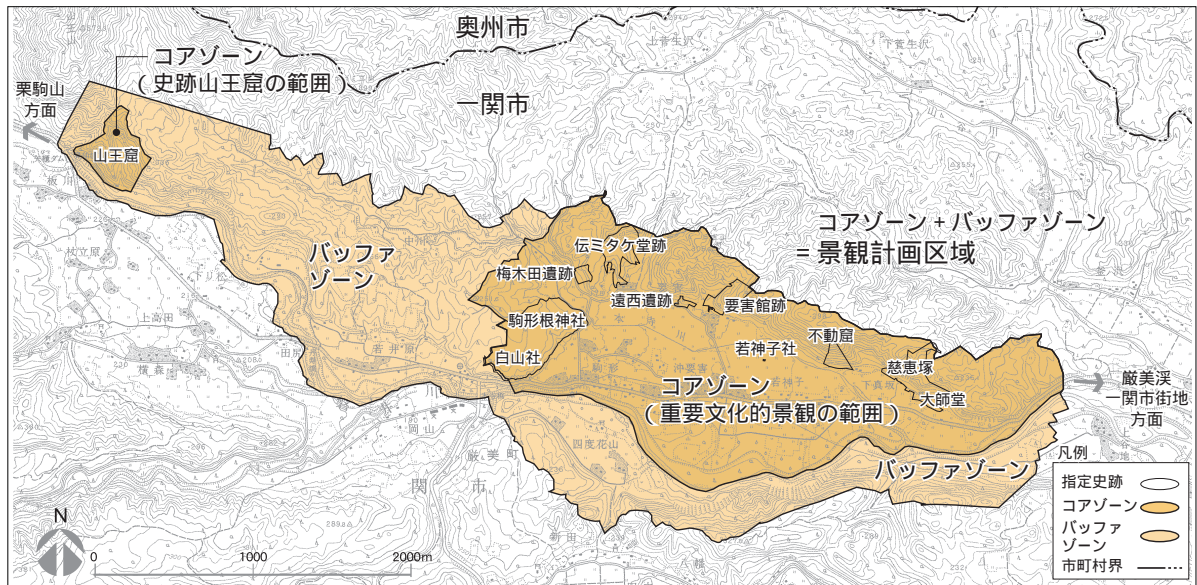
- ・ 景観保全農地整備
- ・ 史跡保存管理計画
- ・ 文化的景観保存計画
- ・ 景観農業振興地域整備計画

課題の把握

2章

- ・ 荘園絵図をはじめとした歴史的景観の保全と継承
- ・ 伝統的農村景観の保全と継承
- ・ 景観むらづくりの推進と地域社会の活性化

計画の対象範囲（景観法第8条第2項第1号）



基本理念

3章

基本理念

歴史と農村の
文化的な景観の継承

むらづくりによる景観形成

基本目標

「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、
農村と水田の美しさを次世代に伝える」
—固有の歴史をもとにこれからの暮らしと景観を育てる—

基本方針

4章

景観形成基本方針 (景観法第8条第2項第2号)

中世から続く景観を次世代に継承する

水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する

美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する

来訪者への利便機能を整備する

景観阻害要因を排除し協議によって景観向上を図る

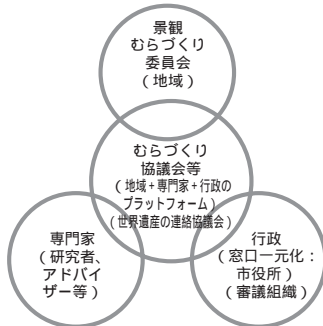
景観形成基準 (景観法第8条第2項第3号)

指針と基準

景観むらづくり推進方針

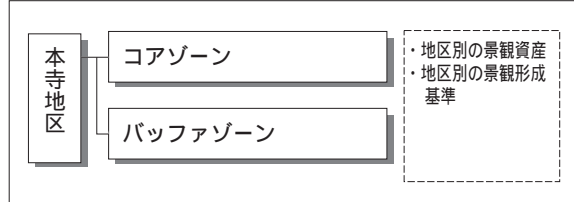
景観むら
づくりの
推進方針

- 1 景観むらづくりの仕組みの確立
- 2 景観形成基本方針と景観形成基準による景観形成
- 3 各種事業と連携した景観形成のアクションプラン



地区別の景観形成方針

5章



景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

6章

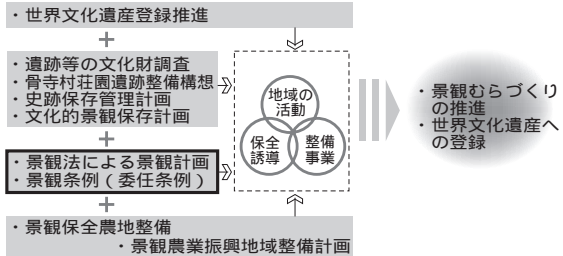
(景観法第8条第2項第5号)

- 1 保全・創出すべき地域の景観の特色
- 2 地域の範囲
- 3 景観を保全・創出するための方針等

景観形成の推進方策

7章

今後の施策展開



中世の景観



現在の景観

将来像としての基本目標
荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、
農村と水田の美しさを次世代に伝える

本寺地区景観計画

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 序 | 計画の基本的事項 | 2 |
| 1章 | 地域の景観的特徴 | 4 |
| 2章 | 課題の把握 | 18 |
| 3章 | 基本理念 | 21 |
| 4章 | 基本方針 | 22 |
| 5章 | 地区別の景観形成方針 | 45 |
| 6章 | 景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的事項 | 64 |
| 7章 | 景観形成の推進方策 | 66 |

序 計画の基本的事項

計画策定のきっかけ

本寺地区は、中尊寺に關係する中世の莊園遺跡として研究者に知られ、特に中世の陸奥国骨寺村絵図（重要文化財：中尊寺所蔵、以下、莊園絵図と略記する）に描かれた景観が極めて良好に現存していることが高い評価を得て、各種の歴史研究が蓄積されてきた。そのため、平泉の世界遺産登録にあたっては、その対象範囲の一部になり、また文化財保護法の一部改定に伴う重要文化的景観の選定対象候補となっている。

本寺地区では従来から地区の活性化を図る地域づくりの活動が行われており、骨寺村の歴史を尊重しつつむらづくりを活発化する気運が高まっている。この気運の高まりも計画策定の背景として重要な要因である。

計画のめざすもの

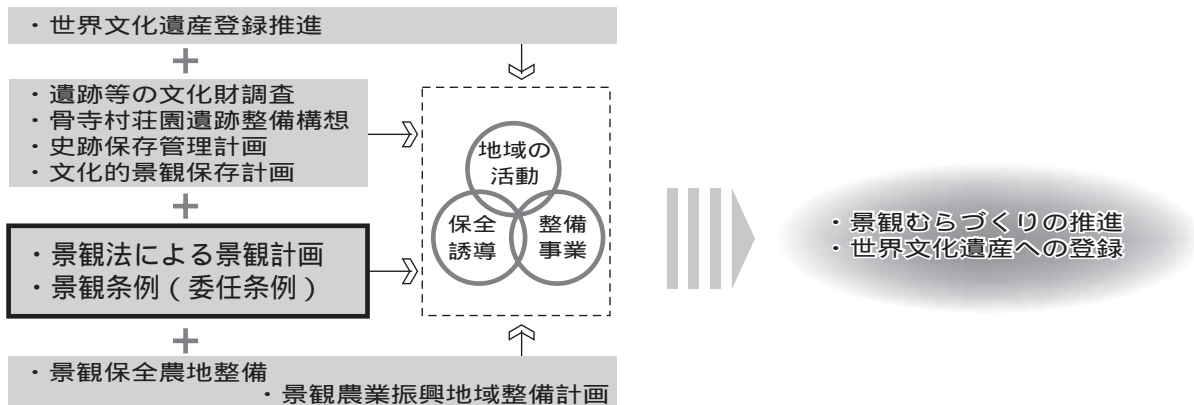
本計画は、中世の莊園遺跡の歴史的景観を保全し、次世代に継承するとともに、地域を訪れる人に歴史的景観と伝統的農村景観を学び楽しんでもらうことによって交流人口を増やすことを目指している。このため、世界遺産にふさわしい景観形成と愛着と誇りの持てる郷土を地域のむらづくりと連携して実現を図るものである。

計画の位置づけ

本計画は景観法に基づく全市域を対象にした景観計画の第一段階であり、本寺地区の総合的な景観のマスタープランの役割を有している。

景観形成は地域と行政との連携によってはじめて推進可能であることから、地域の主体性を尊重し、また地域の意向を景観形成に反映させるむらづくりとして進めることが必要であり、本計画はその景観むらづくりの全体的な枠組みを定める計画として位置づけられている。

計画と関連する事業



計画の年次

景観形成は長期間にわたって推進し着実な成果が求められる。このため、将来の目標を定めながら当面の方策を進める必要があるので、計画の年次は、下記のように段階的に設定した。

- ・ 施行：平成 18 年 4 月 1 日に施行する。
- ・ 目標像：本寺地区の将来像を示している。
- ・ 景観形成方針：今後 20 年程度の考え方を示している。
- ・ 景観形成基準等の方針：将来にわたっての景観形成基準を示す。
- ・ 今後策定するアクションプラン：5 年程度の目標年次で具体的事業を示す。

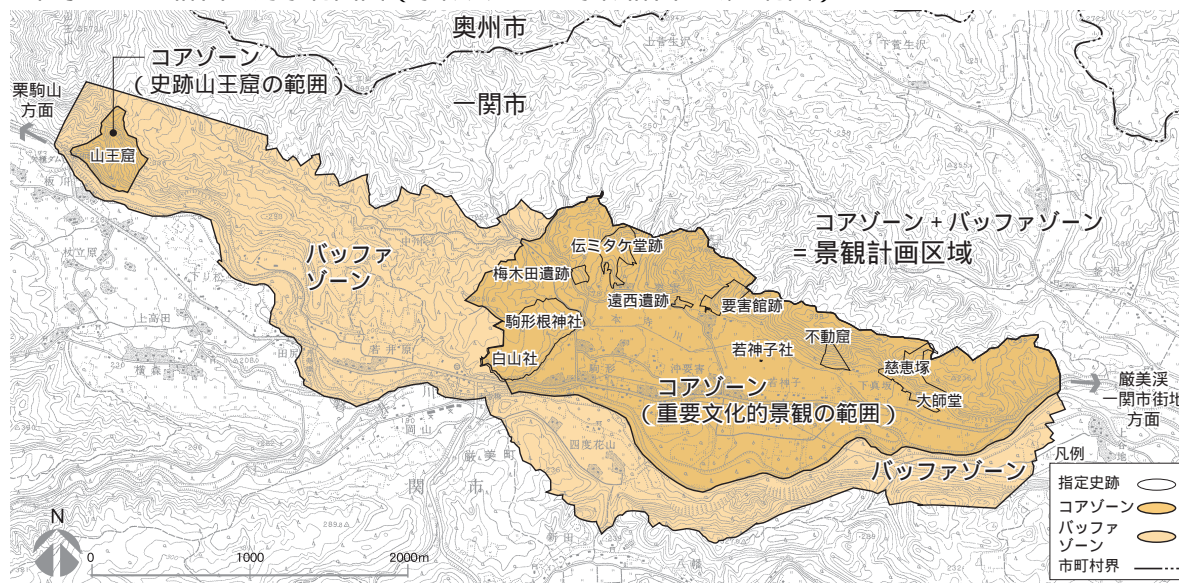
計画の対象範囲（景観法第 8 条第 2 項第 1 号）

計画の対象地域は一関市巖美町本寺にあり、市街地中心部から西方約 19km に位置し、観光地である名勝天然記念物巖美溪から国定公園栗駒山に至る途中にある。

計画対象範囲は荘園絵図に描かれた範囲を基本に、下図のように定めた。この範囲全体が景観法に基づく景観計画区域である（以下、景観計画区域を本寺地区という）。

計画の対象範囲は世界遺産の登録予定範囲と同じである。また対象範囲は、対象地域の歴史の中核をなすコアゾーンと、それを取り巻く緩衝地帯のバッファゾーンに区分した。なお、山王窟を除くコアゾーンは文化財保護法の重要文化的景観の選定対象範囲となっている。

「本寺地区」：計画の対象範囲図（景観法による景観計画区域の範囲）



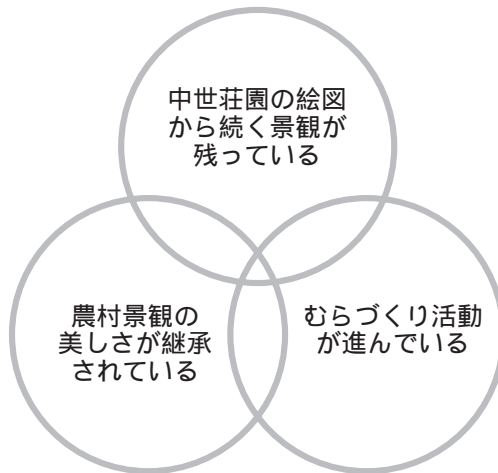
| | 面積(m ²) | 世帯数(世帯) | 人口(人)* |
|---------|---------------------|---------|--------|
| 景観計画区域 | 7,609,855 | 108 | 344 |
| コアゾーン | 3,850,050 | 77 | 249 |
| バッファゾーン | 3,759,805 | 31 | 95 |

* 人口は平成 18 年 1 月末現在

1 章 地域の景観的特徴

1 景観の特徴

地域の景観的特徴の概要を示すと下記の通りである。



荘園絵図と現況写真の比較：西側(栗駒山)方向

中世荘園の絵図から続く景観が残っている

歴史の特徴

本寺地区の中世骨寺村荘園遺跡の最大の特徴は「陸奥国骨寺村絵図」(以下「荘園絵図」と略記する)と呼ばれる2枚の絵図が残っていることである。

この絵図には、中尊寺経蔵別当領である骨寺村の範囲が示されており、東北地方における中世農村を描く貴重な資料とされている。また、絵図上部には修験の霊山であった栗駒山が描かれている。骨寺村は中尊寺の荘園として農業を営む場所であり、さらに信仰的な世界を体現する場所でもあったことを示唆すると解釈されている。

荘園絵図と現在の景観

骨寺村荘園遺跡の歴史的な特徴は右頁下に、中世骨寺村荘園遺跡の保存と開発(圃場整備)に関する「答申書」より抜粋して示した。

荘園絵図のうち在家絵図(詳細絵図)と呼ばれる絵図では水田や在家の表現が具体的であり、仏神絵図(簡略絵図)と呼ばれるものでは宗教施設の表現に特徴がある。両方に共通して周辺の山、川、田あるいは神社などが記載されている。

この絵図に描かれた内容の位置や意味は、現在の地域のなかで特定できるものとそうでないものがあるが、中世の農村景観や信仰空間に思いをはせるには十分な情報量がある。

歴史を追体験できる景観

荘園絵図と現在の景観との対比の研究が今後さらに進めば、現実の農村景観のなかで中世荘園の歴史をより正確に追体験する機会を提供できるようになると考えられる。

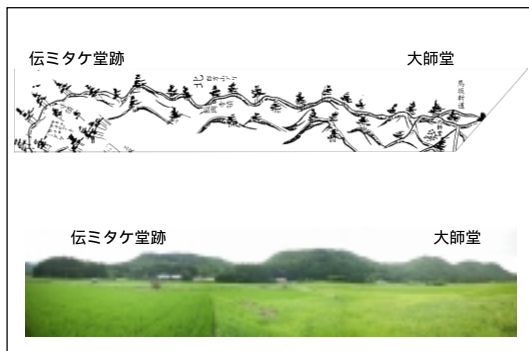
本寺地区の景観は、歴史の知識を持たずに何気なく見るとふつうの農村景観だが、荘園絵図の内容を踏まえて見ると歴史の奥行きを感受できることが特徴である。



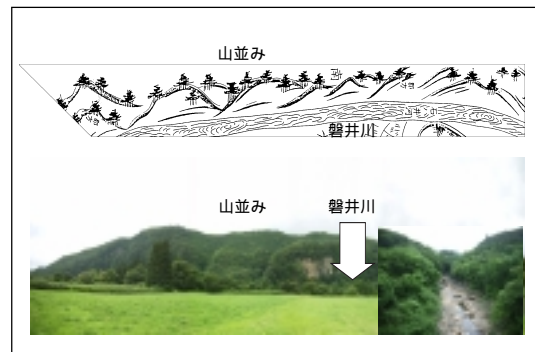
陸奥国骨寺村絵図：在家絵図（詳細絵図）*



陸奥国骨寺村絵図：仏神絵図（簡略絵図）*



荘園絵図と現況写真の比較：北側（奥州市）方向



荘園絵図と現況写真の比較：南側（磐井川）方向

骨寺村荘園遺跡の歴史的な特徴

中世骨寺村荘園遺跡の保存と開発(圃場整備)に関する「答申書」(平成14年3月 中世骨寺村荘園遺跡整備委員会)より抜粋

本寺地区の史跡としての価値は、

貴重な荘園絵図・古文書史料によって復元される中世農村景観の基本的な枠組みが、今なお現地に色濃く残存していること
 天台修験勢力による骨寺の創建と開発(11~12世紀) 中尊寺領への編入、といった骨寺村固有の歴史的意義
 圃場整備事業が今日まで実施されなかったため、伝統的な農村景観と里山・湿田などの生態系が今なお現地に残存していること
 いずれの点についても、史跡としての価値はかけがえのないものであり、われわれはこうした歴史的遺産を後世に伝える義務を負っているのである。

* 上段絵図の出典：「陸奥国骨寺村絵図」(原史料中尊寺大長寿院蔵)

農村景観の美しさが継承されている

まとまりの良い景観

広域的に見ると本寺地区は磐井川沿いの谷地形に位置しているが、現地で実際に景観を見ると、荘園絵図に描かれたとおり小規模な盆地状の地形をしている。地区の中央に平坦な農地が広がり、丘陵の斜面樹林によって周りを囲まれているので、全体としてまとまりの良い景観である。この囲まれた景観に加えて、小高いところから西方に栗駒山を遠望することができる。

当地は我が国の中では寒冷地に属することもあって明瞭な四季変化を有し、また各地から訪れる人の中にはここで見る夜の闇や星空などに都会では失われた自然を感じ取る人も多い。

伝統的な農村景観

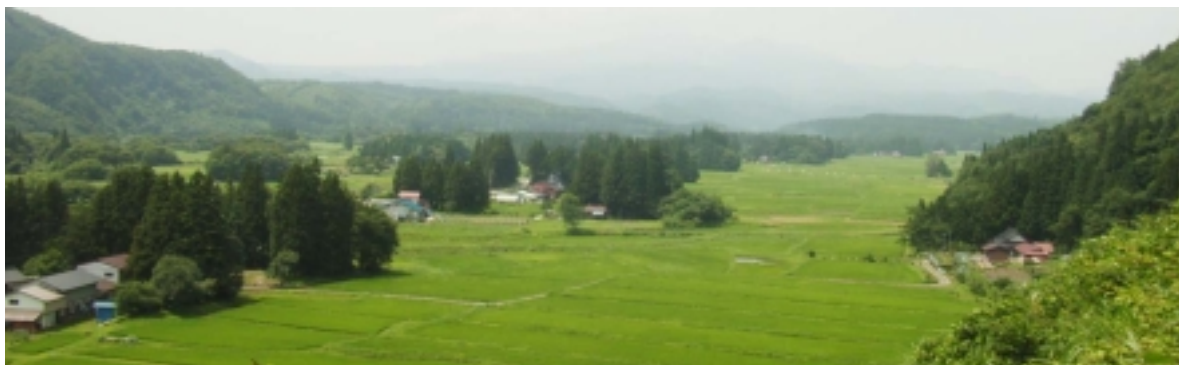
本寺地区では、低地は水田、微高地は集落という土地利用が維持されており、伝統的な農村における基本的な空間秩序を継承している。荘園絵図から同様の傾向が読み取れることから、中世より受け継ぐ秩序だと推測できる。小区画の水田や水田への水供給の方法なども、伝統的な姿をよく継承しているとされている。

また農家の建つ場所を見ると、水田に南面し斜面を背にして山辺に立地するタイプと、平坦地にイグネ(防風林)を伴って立地するタイプとがあり、これも伝統的な農村での基本的な形態を継承している。

現代では都市周辺のみならず多くの農村で、農地が転用されて水田の中に建物が建ち防風林が伐採されるなど、伝統的な空間秩序が崩されてきた。本寺地区では農村景観の伝統的な秩序が継承されているのが特徴である。

伝統的な農家建築

本寺地区の農家建築は、伝統的な様式を継承しているものが多い。県南部に多い直屋形式で、反りを持つ大きな屋根も特徴の一つとなっている。主屋は建築後50年以上を経過したものも多く、屋根や外壁、内部の改修を行いながら利用してきた様子がうかがわれる。最も古い建物は江戸後期まで遡る可能性があるとしている。主屋の他の馬屋や小屋などにも外観意匠に特徴が見受けられる。このような農家はスギを主体としたイグネを擁し、立派な屋敷構えを形成している。庭木もまたよく手入れされたものも多く、道沿いにも草花が植えられている。

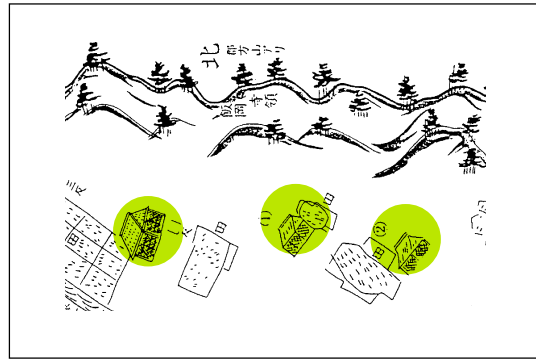


落ちつきのある囲まれた景観・栗駒山の眺望も併せもつ(写真は慈恵塚参道からの眺望)

本寺地区の歴史的な文化景観は、地形によって構造がつけられている



山辺に立地する農家建築



荘園絵図をみると山側に立地している建物がある



イグネを伴って平坦地に立地する農家建築



伝統的な様式を継承している農家建築は多い



外観意匠に特徴が見受けられる馬屋



道沿いに植えられたカキツバタ

むらづくり活動が進んでいる

美しい本寺 推進本部

本寺地区では、平成5年に地区の有志によって「美しい本寺推進本部」が結成された。このグループは、当時のNHK大河ドラマ「炎立つ」に触発されて地域の歴史を見直そうとする地区住民がつくったもので、この活動によって荘園絵図についての地元の関心が高まった。

このグループの依頼で國學院大学の研究者による現地調査が実施され、その調査への協力や有志による解説標識の設置など、住民をはじめとした多様な人々が地域の歴史に対して関心を持つ気運が高まった。

歴史調査の 進展

このような気運の高まりのなかで、研究者による中世骨寺村調査協力委員会が発足し、中世骨寺村総合調査プロジェクトが数年間にわたり実施され、またその後、中世骨寺村荘園遺跡埋蔵文化財調査が行われるなど調査が重ねられている。

平成14年3月には、市長の諮問に応じた中世骨寺村荘園遺跡整備委員会より、中世骨寺村荘園遺跡の保存と開発（圃場整備）に関する答申書が出され、基本的な方向性が示された。これらに続いて本寺地区に関連する各種計画の委員会等においても検討が積み重ねられている。

また、地域の歴史について市民への説明やPRも進められ、荘園絵図の歴史的な背景等に関する現段階の調査成果は「骨寺村荘園遺跡」(平成16年3月一関市教育委員会)として刊行されている。

世界遺産と 地域おこし

世界遺産登録の準備が進む中で、地域住民による「本寺地区地域づくり推進協議会」が発足し、通信を発行し、ホームページを立ち上げ、地域おこし、地域営農、土地改良などの課題を中心にして地域活動が発展してきている。地域おこしには岩手大学の研究者らが協力している。

本寺地区の歴史に係わる地域づくりは、その発端から住民発意による地域活動として発展してきており、大学等の研究機関の協力を得て活発に進められていることも特徴のひとつとなっている。



地元住民等によるフィールドワークの様子



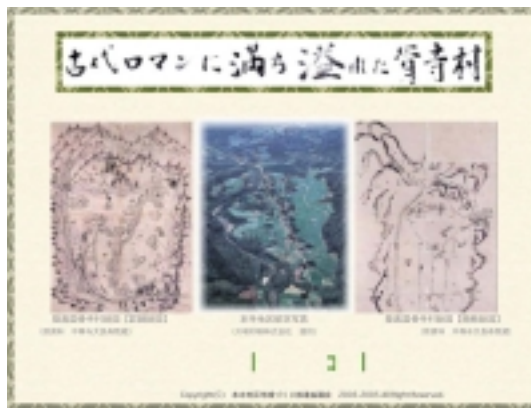
有志によってたてられた解説標識



地域住民等が現地踏査によって作成した「お宝マップ」(H16年度開催)



本寺地区地域づくり推進協議会のワークショップで作成された「平成の大絵図」。地元住民等が現地調査を行い、荘園遺跡の改善策やアイデアを出し合った(H16.8.4)。(アイデアの詳細は5章参照)



本寺地区地域づくり推進協議会のホームページ

参加者の投票によって選ばれた5つのアイデア

- 案内板・解説板の設置
- 荘園ブランド米の販売
- 道・参道の整備改修維持
- 世界遺産や大分県豊後地区などとの交流
- パンフレット等の作成、「道の駅」を利用して宣伝



本寺地区地域づくり推進協議会会報



本寺地区地域づくり推進協議会主催の田植え体験と遺跡めぐりのチラシ

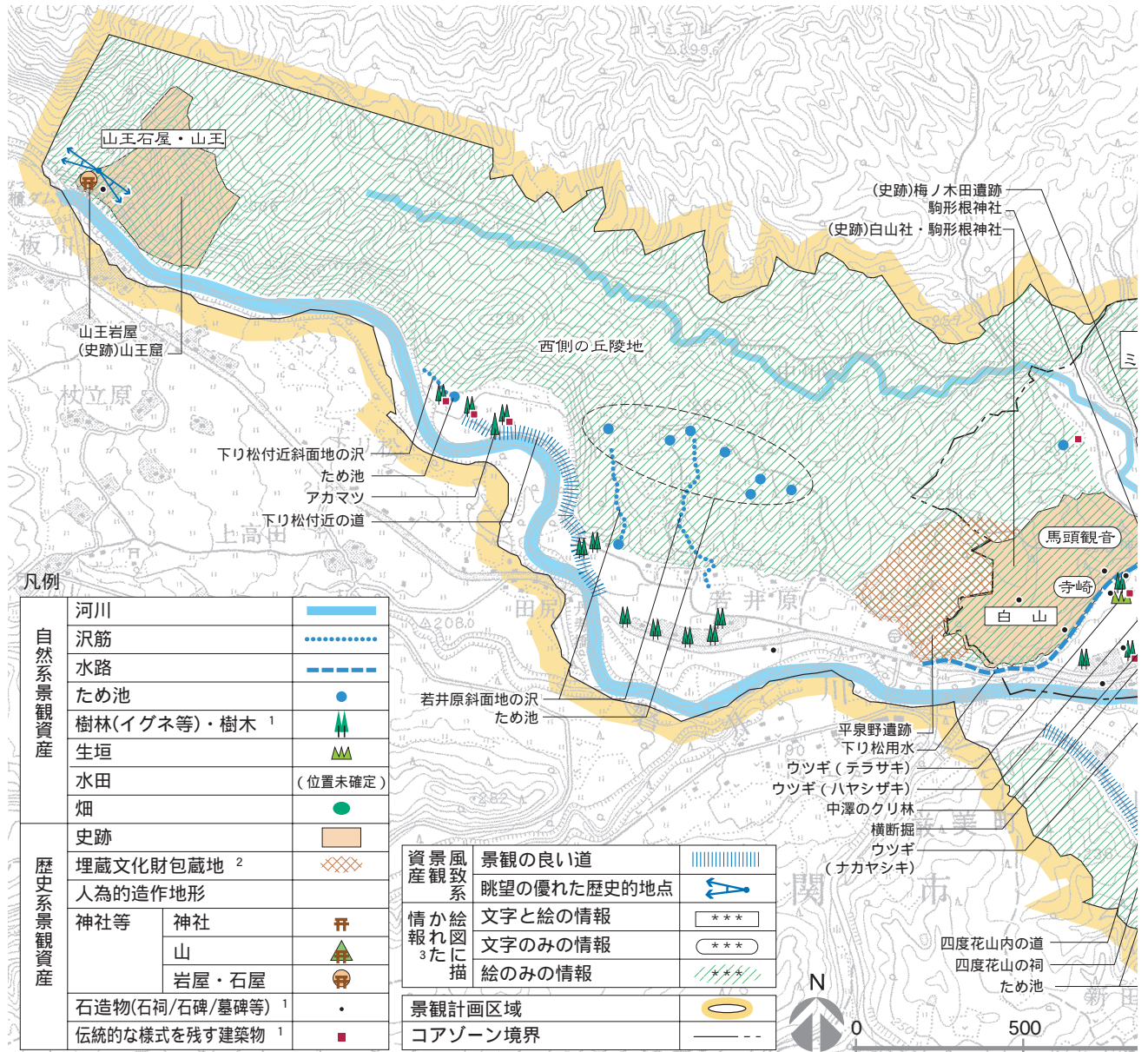
2 景観の現況

本寺地区の景観現況について、景観に関する資産と景観構造を把握する調査を行った。景観として目に見える全体的な眺めを構成する個別の要素が景観資産であり、眺めを骨格付け秩序立てる要因を景観構造としている。

景観資産

本寺地区の景観資産を、自然系景観資産と歴史系景観資産及び風致系景観資産、絵図に描かれた情報に分類し、候補の抽出と整理を行った。分類の考え方は右表の通りである。抽出した景観資産の候補は以下に地図を、12頁に

景観資産候補例 位置図

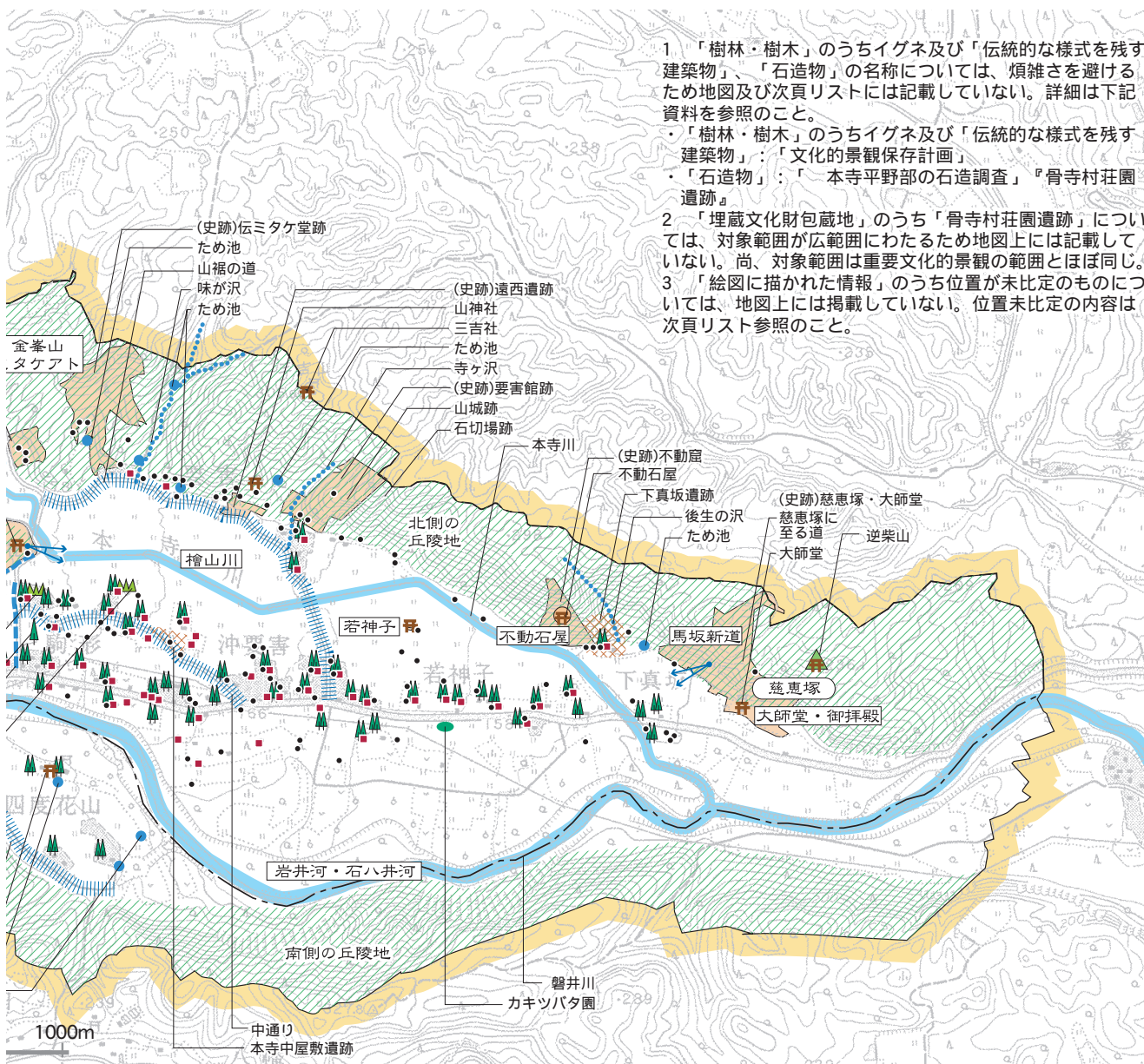


リストを示した。リストは現段階でのリストアップであり、今後拡充を図っていく。

景観資産の分類の考え方

| 分類 | 内容 | 方法 | 細分類 |
|-------------|-------------------------|-------------------|----------|
| 自然系 景観資産 | 自然景観を構成する主な景観要素 | 文献調査と現地調査によって抽出選定 | 河川 |
| | | | 沢筋 |
| | | | 水路 |
| | | | ため池 |
| | | | 樹林・樹木 |
| | | | 生垣 |
| | | | 水田 |
| | | | 畑 |
| 歴史系 景観資産 | 文化財のように歴史的な価値が認められる景観要素 | 文献調査と現地調査によって抽出選定 | 史跡 |
| | | | 埋蔵文化財包蔵地 |
| | | | 人為的造成地形 |
| | | | 神社等 |

| 種類 | 目的 | 方法 | 内容 |
|-------------|--------------------------|-------------------|--------------|
| 歴史系 景観資産 | | | 石造物 |
| | | | 伝統的な様式を残す建築物 |
| 風致系 景観資産 | 自然・歴史系景観資産に含まれない風致的な景観要素 | 文献調査と現地調査によって抽出選定 | 景観の良い道 |
| | | | 眺望の優れた歴史的地点 |
| 絵図に描かれた情報 | 荘園絵図に記載された文字と絵の情報 | 文献調査によって抽出選定 | 文字と絵の情報 |
| | | | 文字のみの情報 |
| | | | 絵のみの情報 |



景観資産候補のリストアップ

| 分類 | 名称 | 抽出根拠 | | | | | 備考 | |
|----------|----------------|---------------|--------|--------------|------|-------------------------------------|------------------------|-----------|
| | | 文化財 | | 重要文化的景観の特定要素 | 中世絵図 | | | 現地調査 |
| | | 指定文化財 | 周知の文化財 | | 在家絵図 | 仏神絵図 | | |
| 自然系景観資産 | 河川 | 本寺川 | | | | | | |
| | 沢筋 | 磐井川 | | | | | | |
| | 水路 | 味が沢 | | | | | | |
| | | 寺ヶ沢 | | | | | | |
| | | 後生の沢 | | | | | | |
| | | 若井原斜面地の沢 | | | | | | |
| | | 下り松付近斜面地の沢 | | | | | | |
| | | 下り松用水 | | | | | | |
| | ため池 | 横断堀 | | | | | | |
| | | (他位置未確定) | | | | | 重要文化的景観では全ての農業用水路が特定要素 | |
| | | 駒形根神社付近のため池 | | | | | | |
| | | 伝ミタケ堂跡付近のため池 | | | | | | |
| | | 味が沢付近のため池 | | | | | | |
| | | 要害館跡付近のため池 | | | | | | |
| | | 後生の沢付近のため池 | | | | | | |
| | | 若井原斜面地のため池 | | | | | | |
| | | 下り松付近斜面地のため池 | | | | | | |
| | | 四度花のため池 | | | | | | |
| | 樹林・樹木 | 中澤のクリ林 | | | | | | |
| | | 下り松付近のアカマツイグネ | | | | | 詳細は、「文化的景観保存計画」参照 | |
| (他位置未確定) | | | | | | 重要文化的景観では丘陵地・河川沿い及び国道南側の全ての民有林が特定要素 | | |
| 生垣 | ウツギ(テラサキ) | | | | | | | |
| | ウツギ(ハヤシザキ) | | | | | | | |
| | ウツギ(ナカヤシキ) | | | | | | | |
| 水田 | (位置未確定) | | | | | 重要文化的景観では全ての水田が特定要素 | | |
| 畑 | カキツバタ園(他位置未確定) | | | | | 重要文化的景観では全ての畑が特定要素 | | |
| 歴史系景観資産 | 史跡 | 白山社・駒形根神社 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 梅木田遺跡 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 伝ミタケ堂跡 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 遠西遺跡 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 要害館跡 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 不動窟 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 慈恵塚・大師堂 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 若神子社 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 山王窟 | | | | | 国指定史跡 | |
| | | 埋蔵文化財 | 下真坂遺跡 | | | | | 出土遺物：縄文土器 |
| | 本寺中屋敷遺跡 | | | | | | 中世末の屋敷跡 | |
| | 平泉野遺跡 | | | | | | 出土遺物：縄文土器 | |
| | 骨寺村荘園 | | | | | | 対象範囲は重要文化的景観ほぼ全域 | |
| | 人為的 | | 石切場跡 | | | | | |
| | 造地 | 慈恵塚に至る道 | | | | | | |
| | 要害館跡(山城跡) | | | | | | | |

* 位置の比定は、吉田敏弘「中世骨寺荘園遺跡の史跡指定範囲に関する所見」に基づく

| 分類 | 名称 | 抽出根拠 | | | | | 備考 | |
|----------------|---------|-----------|--------------------|--------------|---------|------|--|------|
| | | 文化財 | | 重要文化的景観の特定要素 | 中世絵図 | | | 現地調査 |
| | | 指定文化財 | 周知の文化財 | | 在家絵図 | 仏神絵図 | | |
| 歴史系景観資産 | 神社等 | 駒形根神社 | | | | | | |
| | | 大師堂 | | | | | | |
| | | 若神子社 | | | | | | |
| | | 三吉社 | | | | | | |
| | | 山神社 | | | | | | |
| | | 逆柴山 | | | | | | |
| | | 不動石屋 | | | | | | |
| | | 山王岩屋 | | | | | | |
| | | 四度花山の祠 | | | | | | |
| | | 石造物 | - | | | | | |
| 伝統的な様式物を残す建築式物 | | | | | | | 重要文化的景観の「伝統的な農家建築」等(詳細は、「文化的景観保存計画」参照) | |
| 風致系景観資産 | 景観の道 | 中通り | | | | | | |
| | | 山裾の道 | | | | | | |
| | | 下り松付近の道 | | | | | | |
| | | 四度花山内の道 | | | | | | |
| | | 眺望の優れた地点 | 眺望対象：重要文化的景観一体+栗駒山 | | | | | |
| 絵図に描かれた情報 | 文字と絵の情報 | 骨寺(堂)跡 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 白山 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 房舎跡 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 六所宮 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 宇那根社・うなね | | | | | 位置未比定 | |
| | | 宮 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 金峯山・ミタケアト | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 大師堂・御拜殿 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 馬坂新道 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 不動石屋 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 若神子 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 経蔵別当御休所 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 道 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 檜山川 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 岩井河・石八井河 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| 山王石屋・山王 | | | | | 位置ほぼ比定* | | | |
| 絵のみの情報 | 文字のみの情報 | 馬頭観音 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 金聖人霊社 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 寺崎 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 堂山 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 中澤 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 宇那根田二段 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 首人分二段 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 霊田一段 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 慈恵塚 | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| | | 飯岡 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 釜懸 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 山王田三段 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 六所神田二段 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 在家跡 | | | | | 位置未比定 | |
| | | 絵のみの情報 | 道のみの情報 | 西側の丘陵地 | | | | |
| 北側の丘陵地 | | | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| 南側の丘陵地 | | | | | | | 位置ほぼ比定* | |
| 樹林 | | | | | | | 位置未比定 | |
| 道 | | | | | | | 位置未比定 | |
| 建造物 | | | | | 位置未比定 | | | |
| 水田 | | | | | 位置未比定 | | | |

自然系景観資産



河川：磐井川



水路：下り松用水



ため池：四度花山のため池



樹林・樹木：イグネ



樹林・樹木：下り松付近のアカマツ



生垣：ウツギ

歴史系景観資産



史跡：駒形根神社



埋蔵文化財包蔵地：本寺中屋敷遺跡



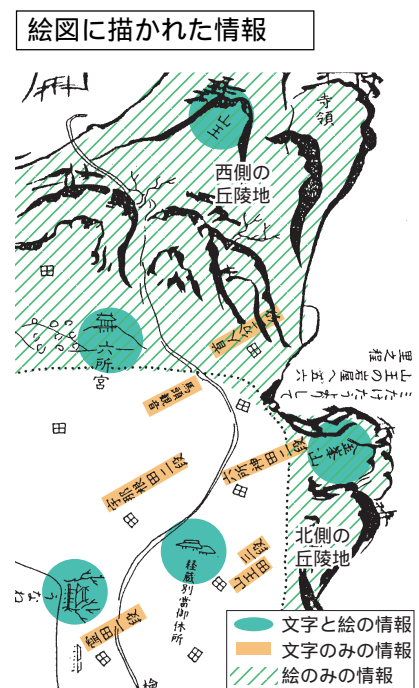
神社等：大師堂



石造物：石祠や墓碑



伝統的な様式を残す建築物



風致系景観資産



景観の良い道：中通り



眺望の優れた歴史的地点：慈恵塚参道

景観構造

景観構造は、地域景観の全体的なまとまりを秩序立てる景観的な骨格であり、その分析結果を下記の表と図に整理して示した。

本寺地区では、骨寺村荘園遺跡部分を中心として斜面地形による小盆地状の囲い景観（16頁参照）が最も主要な景観構造を形成している。この部分の入り口（鎰懸付近、白山社付近）は狭窄地形になっており、景観的には地域への入口部分（ゲート）を形成している。

小盆地内の低地を開ける水田は、微高地に立地する集落の樹林と斜面樹林によってさらに小規模な囲い景観を成し、まとまりの良い景観を呈している。この斜面樹林に沿う山辺には水田と画するように道路がはしり、水田や集落の景観を見る絶好の視点場となっている。

骨寺村荘園遺跡部分の中央にある駒形根神社は、地域の中心的ランドマークとして機能している。地域のランドマークの主なものは東側（巖美方面、磐

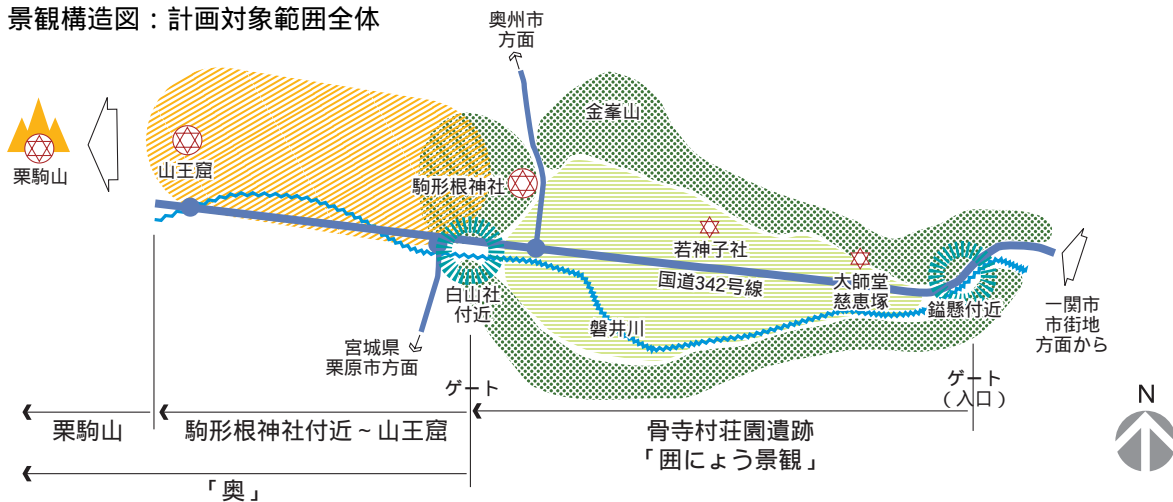
景観構造の分析整理表

| 景観構造要因 | 内容 | 場所等 | |
|------------------|---|----------|--|
| ランドマーク | 信仰対象としての山や神社等、地域の象徴となっている意味的な目印 | 山 | 山王窟 栗駒山 |
| | | 神社等 | 駒形根神社 若神子社 大師堂・慈恵塚 |
| 景観的な軸 | 軸状に連続する景観で見通しが良い道路や河川など | 道路景観 | 国道342号線 県道栗駒・衣川線（駒形・若井原） 要害の山裾の道 |
| | | 河川景観 | 磐井川 本寺川 |
| 景観的なノード （結節点） | 道しるべとなるような目立つ景観的な結節点 | 交差点 | 国道と県道栗駒・衣川線（駒形）の交差点 国道と県道栗駒・衣川線（若井原）の交差点 国道と中通りの交差点 国道昇仙橋付近の交差点 |
| まとまりのある地域 | 景観的な統一性があるなど全体的にまとまりのある景観を呈する地域 | 水田のひろがり | 要害～中澤の水田 若神子社周辺の水田 大師堂周辺の水田 |
| | | 集落のまとまり | 要害山辺の集落 中澤の集落 |
| 構造的な地形景観 | 山々に囲いようされた地形や微高地、地形的な狭窄部等、地域景観を構造づける景観要素 | 囲いよう | 骨寺村荘園遺跡の丘陵による囲いよう 要害丘陵地と中澤の雑木林による囲いよう |
| | | 微高地 | 北側山裾部分 中通り沿い 国道342号線沿い |
| | | 狭窄部（ゲート） | 鎰懸付近 白山社付近 |
| 奥 | 奥の院や奥座敷のように、建物や都市の奥にあって、ひそやかな場所として多くの人々に共通したイメージや意味を有している地域 | ひそやかな地域 | 駒形根神社付近～山王窟～栗駒山 |
| 眺望 | 拡がりのある水田や山の眺望地点 | 点的視点場 | 駒形根神社 慈恵塚参道付近 要害山裾の道 山王窟 |
| | | 線的視点場 | 国道342号線 |

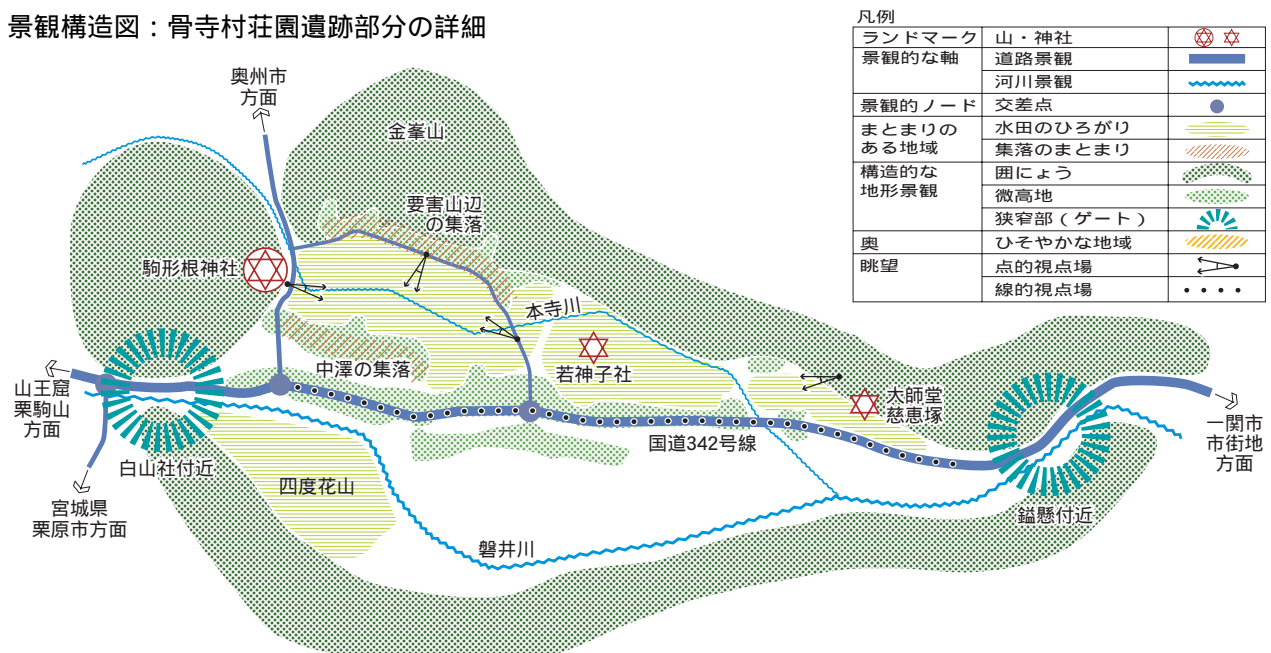
井側下流方面)から西に向かって、大師堂・慈恵塚、若神子、駒形根神社という宗教施設が並び、地域最奥には山王窟がある。そのさらにその奥(上流)にそびえる栗駒山は広域におけるランドマークで山岳信仰の対象でもあった。このような入り口から奥に向かってならぶランドマークは本寺地区の信仰的な空間構造に関する考え方(16頁参照)とも呼応している。

国道と磐井川は本寺地区を東西に貫ぬき、共に全体を構造づける景観軸となっている。特に国道は通行する人にとって連続する視点場として機能し、また駒形と若井原の交差点は動線的にも景観的にも重要な結節点をなしている。

景観構造図：計画対象範囲全体

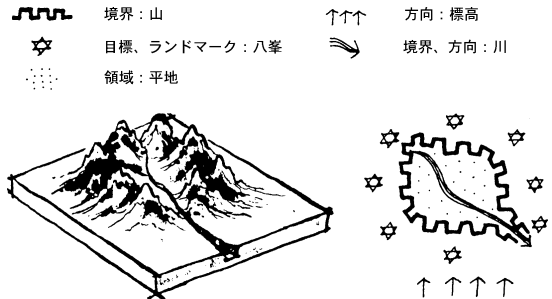


景観構造図：骨寺村荘園遺跡部分の詳細





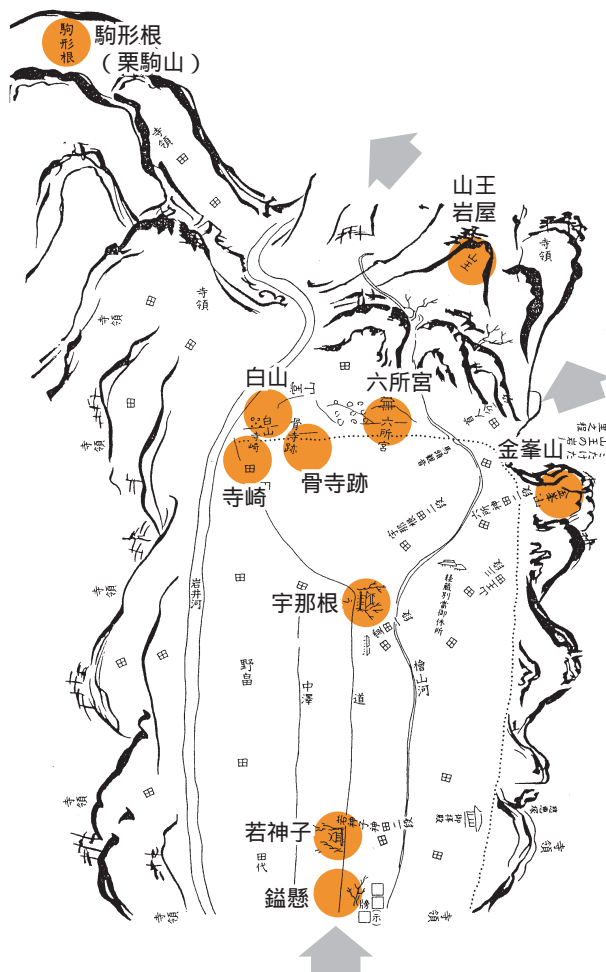
日本における景観の典型的な例：
盆地（盆地八葉蓮華型）



八葉蓮華型景観の構造と構成要素

（抜粋）このような盆地景観のもつ特徴は、宗教的に昇華させられ、高野山にみられるような山岳盆地に、私が「八葉蓮華」型景観と呼ぶ景観を生み出した。あたかも胎蔵八葉の蓮台を表示するような、周囲を八つの峯が取り囲んだ母胎のような山岳盆地の空間に、外来宗教である仏教と日本古来の山岳宗教とを包みこみ育む、聖なる景観が生み出されたのである。

出典：樋口忠彦「日本の景観」春秋社、1981.10



絵図は骨寺村の聖地としての性格を示しているという

道と記入された地名等との関係から、鎰懸から村に入り、若神子、宇那根、寺崎、白山、骨寺跡、六所宮を通って金峯山により、そこから山王岩屋に至る。その先の奥には駒形根（栗駒山）がある。参詣の道だと解釈する説。

資料：大石直正「絵図研究の成果」『骨寺村荘園遺跡』2004.3

左図は、陸奥国骨寺村絵図（仏神絵図）に 印と矢印を追加している。

囲による景観：

自己（視点）を取り巻く比較的小スケールの環境の眺めのこと。これと対になって使われる場合の眺望景観とは大スケールの眺望を指す。景観計画において前者は視点の存在する場の土地属性、後者はマクロな与条件として与えられる。

「奥」の思想：

重層的な空間分節は目的地を見えにくくしたり、到達過程を段階的にして、この種の空間の経験が目的地を意味的に深化するような心的システム。榎文彦は神社参道などを例にとって日本文化の一面を特徴づけているとした。中世西欧の境界の塔、広場などの顕示的な要素による中世の思想と対象をなす。

出典：「建築大辞典」彰国社、1993.6

景観構造要因の現況写真



ランドマーク：
山王窟



景観的な軸（道路景観）：
国道 342 号線



景観敵的ノード：
国道と県道栗駒・衣川線の交差点



まとまりのある地域：
若神子社周辺の水田



眺望：
慈恵塚参道から栗駒山方向の眺望



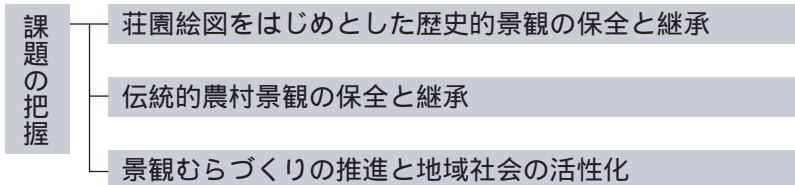
構造的な地形景観（狭窄部）：
鎰懸付近



奥：駒形根神社付近から山王、栗駒山は本寺地区の空間的な奥の象徴

2章 課題の把握

本寺地区の景観形成では、地区の歴史景観と農村景観について前章で整理したようにおおむね3点に整理ができるが、この特徴をいかに守り育てるかが景観形成の課題である。



基本課題

荘園絵図をはじめとした歴史的景観の保全と継承

景観による歴史の追体験 中尊寺に伝わる荘園絵図は表現が具体的であり、さらに現在の景観と対比させて解釈が可能な内容の多いことが特徴となっている。

この絵図を見ながら現地を歩けば、眼前の景観を介して中世荘園の世界をイメージすることも可能である。逆の言い方をすると、本寺地区の景観は意味を知らなければ何気ない景観だが、意味を知れば歴史的な奥行きを感じ取ることができる文化的な景観としての性格が強い。

従って、地区を訪れる観光客が、現地の景観を見て中世における荘園の姿をイメージできるようにするために、個々の景観の保全や整備に加えて、情報提供をどのような方法で行うかが課題である。

景観資産のリストアップ また、丘陵に囲まれた本寺地区の景観は、全体としてまとまりの良いことが特徴である。その良さを次世代に受け継ぐためには、特定の要素だけを保全すれば事足りるものではなく、全体的に多様な要素について配慮していくことが必要になる。

従って、文化財などの歴史的景観の保全だけでなく、伝承や伝聞を含めて、人々が好む景観や地域の記憶が宿る景観要素についても、主なものを選定し個々の意味を地域の共通認識として育てていく方法が課題になる。

荘園絵図をはじめとした歴史的景観の保全と継承に関する課題

| 課題 | 内容 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 荘園絵図と対応する景観資産のリストアップが課題 | 景観資産をリストアップする仕組みが必要 |
| 荘園絵図と対応する景観資産の継承等が課題 | リストアップした景観資産の説明案内や情報提供、修景整備等が必要 |
| 今の景観を介して荘園絵図の世界を体験できるようにする工夫が課題 | 中世の農業や信仰等の体験イベント、解説や図書等の充実 |

特に、荘園絵図と現存景観との対比関係については、歴史研究が進められ多くのことが判明してきたが、未だ解明されない部分も大きい。今後の研究成果を反映させつつ、荘園絵図と現存景観の対比関係を示す具体的な事物を明らかにしていくことが必要である。その端緒として、地域歴史の物語を語り継ぐために大切だと考えられる要素を広くリストアップすることが有効である。

地域の歴史や記憶を伝える景観的な要素をリストアップし、むらづくりの景観資産として位置づける方法が課題である。

基本課題

伝統的農村景観の保全と継承

水田を中心とした農村景観の継承

中世の荘園以来、本寺地区では農業が営まれてきたが、耕作地（低地）、集落地（微高地）、丘陵地という当時の土地利用の構造は、近世、近代を経て現在までほぼ継承されていると考えられる。

この他、例えば水田への水供給の方法なども、幾多の耕作技術の進歩変遷を経ながら、その基本的なシステムなどに中世や近世に起源を持つと考えられるものが残っている。このような農村景観の基盤的な要素を、現実の営農を続けるなかでどのように継承していくかが課題である。

農作業に縁の深い石造物、あるいはイグネや明神様（屋敷神）といった農村の景観を特徴づける環境的な要素には、近世農村に由来すると考えられるものも多い。中世から近世、近代まで各時代の各要素をリストアップするとともに、地域と行政が連携して保全や整備を行い、来訪者が農村景観を体験できるようにすることが課題である。

美しい農村集落のたたずまいの継承

本寺地区における伝統的な農村集落のたたずまいは、農家建築の位置や伝統様式及びイグネを含めた屋敷構えが重要な要因となっており、その空間的秩序を保全することが集落の美しさを継承することにつながる。

この建築の位置や様式などは住民の生活と係わる問題であるため、生活と

伝統的農村景観の保全と継承に関する課題

| 課題 | 内容 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 生業としての農業の継続と景観形成が両輪となるむらづくりが課題 | 望ましい農村景観意識の共有化 |
| | 景観形成とむらづくりの連携一体化等 |
| 伝統的農村景観を特徴づける景観資産の継承等が課題 | 景観資産のリストアップと保護対象の明確化、および保全誘導方法の確立 |
| | リストアップした景観資産の説明案内や情報提供、修景整備等が必要 |
| | 農地、イグネを含む屋敷地、農家等の建造物等の保全と支援策 |
| 伝統的農村景観の阻害を防止する方策が課題 | 新しい開発、建造物、工作物などに対する規制誘導、景観形成基準等の確立 |

地域全体の景観のあり方について意識を深めることが重要である。その上で景観形成の方針や支援などの具体的な方策を定めることが課題である。

また、伝統的な農村景観の特徴を阻害するおそれのある開発や整備については、そのような行為に先立つ景観検討の仕組みが必要である。景観検討のために景観形成の方針や基準などの仕組みを確立することが課題である。

基本課題

景観むらづくりの推進と地域社会の活性化

歴史景観と生活景観とのバランス 本寺地区の景観は歴史と農村が織りなすものであり、景観形成にあたっては歴史的な価値と農業や生活上の価値の調和をとることが重要である。古い景観と新しい景観のバランスをとりながら、地域全体の景観的なまとまりをどのように育てていくのか、その方策が課題となる。

また、世界遺産を契機に観光や都市との交流をどのように促進し、あるいは観光等が派生するマイナス面にいかに対処するかなど、広い意味でのむらづくりの取り組みのなかで具体的な景観形成のあり方を継続的に検討していくことが課題である。

地域マネジメントの仕組み 本寺地区の歴史景観を基盤にしながら新しい建設や整備をするためには、景観形成にかかわる基本的な考え方を方針として定めた上で、その方針にそって各種の建設や整備等の景観形成を誘導する仕組みが必要になる。その仕組みづくりにあたっては、地域や行政、専門家、事業者が参加するようにすることが重要である。

特に本寺地区では美しい本寺推進本部など、地域の人々が大学の研究者と協力して活動を進めて来たことが今日の地域活動を形成する要因になっており、今後の多様な景観形成に際しても多様な人々の参加が不可欠である。そのためにも、景観を守り育てる意識をむらづくりとして意識を共有する仕組みが課題である。

景観むらづくりの推進と地域社会の活性化に関する課題

| 課題 | 内容 |
|------------------------------|--------------------------|
| 全体としての景観的なまとまりを維持運営する仕組みが課題 | 地域の運営主体や、専門家参加、行政との連携等 |
| 景観形成や観光促進をむらづくりと考える意識の共有化が課題 | 景観形成や観光促進を皆で考え工夫推進する仕組み等 |
| 観光によるマイナス効果の予防措置が課題 | 駐車、ゴミ、看板の増加等 |

基本理念

本寺地区は、平泉文化遺産のひとつとして中世荘園の姿を今に伝える歴史文化的な景観と、中世からの農業が営まれてきた美しく伝統的な農村景観が共存し多様に構成する、たぐいまれな景観を形成する地区である。

当地区の景観は、荘園絵図からその意味を知ることにより、中世の農村の姿を思い描くことができるもので、荘園絵図と今の景観の類似や、伝統的な農家集落や水田群などの美しい農村景観は世界遺産に値するものと評価されているところである。

世界遺産の登録の動きを契機に、本寺地区の歴史や景観を再認識し、農村と水田の美しさを今後とも継承するとともに、国内外からの来訪者にそのすばらしさを体験する機会を提供していかねばならない。

また、歴史的景観を守り育てていく一方、生活や農林業を営む上で、さまざまな制約も伴ってくるが、本地区の有する固有の歴史の延長上にこれからの生活を築き上げていくことは新たに時代が求める重要な価値であり、それだけに当地区のみならず多くの人たちによる創意工夫のある活動が求められるものである。

計画は、各種のむらづくりを通し景観の面から当地区の将来に寄与することを目指している。創意工夫のある活動を促進し、固有の歴史をもとに、これからの暮らしや景観を育て、生活の向上、農林業や観光などの活性化を図っていかねばならないものである。

こうしたことをもとに、景観を保全しつつ、新たに良好な景観を総合的に形成するため、地区住民と行政が連携し、より広く市民、専門家、事業者等の協力を得て進めることにより、本寺地区及び当地方の一層の発展に資することを基本理念とする。

歴史と農村の
文化的な景観の継承

むらづくりによる景観形成

基本目標

基本理念にもとづき、本寺地区の景観的な将来像として基本目標を示すと下記の通りである。

「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、
農村と水田の美しさを次世代に伝える」

—固有の歴史をもとにこれからの暮らしと景観を育てる—

4章 基本方針

① 景観形成基本方針（景観法第8条第2項第2号）

景観形成基本方針は、本寺地区全体を対象として、基本理念と基本目標を実現するための基本的な考え方を示している。基本方針は下記の5本の柱から成り立っている。各柱に分けて基本方針の内容を整理した。

基本目標

「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、
農村と水田の美しさを次世代に伝える」
—固有の歴史をもとにこれからの暮らしと景観を育てる—



景観形成基本方針

中世から続く景観を次世代に継承する

水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する

美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する

来訪者への利便機能を整備する

景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る

中世から続く景観を次世代に継承する

* 考え方 本寺地区への来訪者が、現地の景観を見て荘園絵図に描かれた中世農村の姿をイメージできるようにするため、個々の景観の保全と整備および情報提供を行う。そのための景観形成方針は以下のとおりである。



左図は「詳細絵図（在家絵図）」、右図は、本寺地区上空の航空写真。写真中央の農地やそれを囲む丘陵、栗駒山からなる景観は絵図の景観とよく似ている

● 莊園絵図に対応する景観資産を登録し保全する

- ・ 莊園絵図に対応して現存する物や事をリストアップし、その中からむらづくりの資産とするものを景観資産として選定し、登録の制度などを設けて位置づけを図る。なお、コアゾーンについては基本的に文化財保護法との整合を図る。
- ・ 景観資産候補のリストアップは別表に示す。登録にあたっては、莊園絵図との関係が比定ができたもの、その他の伝承や伝聞、さらに人々に好まれる景観や地域の記憶が宿る景観も含めて広い範疇を対象とする。登録は暫時追加され得るものとする。その中から調査研究の成果などによって重要性が明らかになったものは、文化財保護法などの制度により保護対象としての指定を進める。



↑ ↓ 莊園絵図と対応するものをリストアップ

登録



保全誘導

絵図に対応して現存する物や事を景観資産としてリストアップし、登録制度を設けて位置づけを行う

● 莊園絵図に対応する景観資産の継承を行う

- ・ 絵図と対応した景観資産について必要に応じた調査研究を促進をする
- ・ 絵図に対応した景観資産について、その意味の説明案内や情報提供を行う。また必要最小限の修景的整備を行う。
- ・ 登録した景観資産は、むらづくりとして保全誘導や維持管理を行い、必要に応じて景観協議の対象とする。



登録



保全誘導



継承

絵図に描かれた内容とそれに対応する場所が、景観を見る人に分かるよう情報提供等を行う

- ・ 説明案内・情報提供
- ・ 必要最小限の修景的整備

* 荘園絵図に描かれた景観資産の登録候補

| 分類 | 名称 | 左欄の内、位置がほぼ比定されているもの* | 左欄の内、何らかの形で指定されているもの | |
|-----------|---------|--|---|--|
| 絵図に描かれた情報 | 文字と絵の情報 | 骨寺跡・骨寺堂跡 白山 房舎跡 六所宮 宇那根社・うなね宮 金峯山・ミタケアト 大師堂・御拝殿 馬坂新道 不動石屋 若神子 経蔵別当御休所 道 檜山河 岩井河・石八井河 山王石屋・山王 | 白山 金峯山・ミタケアト 大師堂・御拝殿 馬坂新道 不動石屋 若神子 檜山河 岩井河・石八井河 山王石屋・山王 | 白山（指定史跡） 金峯山・ミタケアト（指定史跡） 大師堂・御拝殿（指定史跡） 馬坂新道（指定史跡） 不動石屋（指定史跡） 若神子（指定史跡） 山王石屋・山王（指定史跡） |
| | 文字のみの情報 | 馬頭観音 金聖人霊社 寺崎 堂山 中澤 宇那根田二段 首人分二段 霊田一段 慈恵塚 飯岡 鑑懸 山王田三段 六所神田二段 在家跡 | 馬頭観音 中澤 慈恵塚 | 馬頭観音（指定史跡：駒形根神社） 慈恵塚（指定史跡） |
| | 絵のみの情報 | 西側の丘陵地 北側の丘陵地 南側の丘陵地 樹林 道 建造物 水田 | 西側の丘陵地 北側の丘陵地 南側の丘陵地 | (未定) |

* 位置の比定は、吉田敏弘「中世骨寺荘園遺跡の史跡指定範囲に関する所見」に基づく

* 基本方針

| 基本方針 | 方法 |
|---|---|
| 荘園絵図と対応した景観資産の登録をする | 景観資産として登録する。併せて自主条例等で登録制の位置づけ。 |
| 荘園絵図と対応した景観資産について必要に応じた調査研究を促進をする | 各種調査の推進 |
| 登録した景観資産のうち重要な資産として指定したものの保護と維持管理を行う | 登録した景観資産を保全する。保全誘導に関する景観協議を行う。今後、自主条例等で登録制に基づく維持管理と地域活動との連携支援等の位置付け |
| 荘園絵図と対応する景観資産について、サインや案内板あるいはその他の方法で情報提供をする | 景観資産の場所や眺望点にサインや案内板等を設置する。またビジターセンターやインターネット等で情報提供するアクションプランで検討 |
| 修景では歴史的な意味の継承を旨とした必要最小限の整備を行う | アクションプランで検討 |

水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する

*考え方 本寺地区の農地を中心とした伝統的な農村景観を構成する要素には、歴史が織り込まれた水田や水辺、樹林や農に係わる石碑等がある。現実の営農を続けるなかでそれら要素の保全と継承あるいは活用の工夫を進める。そのため、景観形成方針は以下のとおりである。

美しい水田のひろがりを次世代に受け継ぐため、水田は継承する

- ・農地としての利用を維持し、基本的に農地以外への転用を抑制する。



景観農業振興地域整備計画と連携して農地としての利用を維持する

伝統的な水田耕作の特徴を表す景観資産を登録し保全する

- ・既存の水田とその用水網について、文化的景観保存計画と景観農業振興地域整備計画および景観保全農地整備等が連携し、伝統的形態を残すもののうち重要な部分を選んで景観資産として登録し、保全する。必要があれば、保全誘導に関する景観協議を行う。また、来訪者が伝統的な用水網についてわかるように情報提供等を行う。



伝統的形態を残す用水路網や水田を景観資産として登録し保全する

水辺の修景を行う

- ・沢、湧水地、川、用水網等の伝統的な農村景観をつくる景観資産は、所在地点の環境とともに保全し植生や生物の復元、修景整備などを地域活動と連携して促進する。
- ・本寺川の修景整備や本寺川の橋の修景整備を管理者と協議しながら行う。



本寺川



味が沢

伝統的な農村の生活を示す景観資産を登録し保全する

- ・農村の伝統的な生活文化を示す石造物や各種の水辺、木竹、景観木等を景観資産に登録し保全する。必要があれば、保全誘導に関する景観協議を行う。登録した景観資産は地域活動と連携して維持管理に努める。その意味内容について見る人がわかるような情報提供を行う。



例えば中澤の雷神碑（左図）やクリ林（右図）を登録し保全する

丘陵地の斜面の樹林等を保全する

- ・本寺地区の水田を囲む丘陵地の斜面に分布する樹林は、健全な林分育成を基本とし、皆伐を避けるなど保全に努める。また、所有者の意向を尊重しつつ、景観的風致を目的にした保安林の指定を進める。



大師堂付近の伐採跡地



斜面等の樹林を保全する

農村景観や農産物等を介在した農村と都市との交流を促進する

- ・農村景観や歴史景観を保全するために、農産物等を介在した農村と都市の交流を促進する。



農産物や田植え等を介在して、農村と都市の交流を促進する

* 農村景観に係わる景観資産の登録候補

| 分類 | 名称 | 左欄の内、何らかの形で指定されている景観資産 | 備考 | |
|---------|----------------|---|--|-------------------------------------|
| 自然系景観資産 | 河川 | 本寺川 磐井川 | (未定) | |
| | 沢筋 | 味が沢 寺ヶ沢 後生の沢 若井原斜面地の沢 下り松付近斜面地の沢 | " | |
| | 水路 | 下り松用水 横断掘 | " | 重要文化的景観では全ての農業用水路が特定要素 |
| | ため池 | 駒形根神社付近のため池 伝ミタケ堂跡付近のため池 味が沢付近のため池 要害館跡付近のため池 後生の沢付近のため池 若井原斜面地のため池 下り松付近斜面地のため池 四度花のため池 | | |
| | 樹林・樹木 | 中澤のクリ林 下り松付近のアカマツ | " | 重要文化的景観では丘陵地・河川沿い及び国道南側の全ての民有林が特定要素 |
| | 水田 | (位置未確定) | " | 重要文化的景観では全ての水田が特定要素 |
| | 畑 | カキツバタ園 | " | 重要文化的景観では全ての畑が特定要素 |
| 歴史系景観 | 人為的造成地形 | 石切場跡 慈恵塚に至る道 要害館跡(山城跡) | 慈恵塚に至る道(指定史跡) 要害館跡(指定史跡) | |
| | 神社等 | 駒形根神社 大師堂 三吉社 山神社 逆柴山 不動石屋 山王岩屋 若神子社 | 駒形根神社(指定史跡) 大師堂(指定史跡) 不動石屋(指定史跡:不動窟) 山王岩屋(指定史跡:山王窟) | |
| | 石造物(石祠・石碑・墓碑等) | - | (未定) | 詳細調査あり(「本寺平野部の石造調査」『骨寺村荘園遺跡』参照) |

* 基本方針

| 基本方針 | 方法 |
|-----------------------------|--|
| 水田等の農地としての利用を維持する | 営農促進と基本的に農地転用の抑制。景観農業振興地域整備計画での位置づけ。 |
| 農村の生活文化を示す景観要素を保全する | 石造物、景観的な樹木等の景観資産の登録と保護対象の明確化。今後、自主条例等で登録制、地域活動との連携支援等。アクションプランで検討 |
| 歴史的な用水網を選定し保全する | 文化的景観として明確化。景観農業振興地域整備計画での位置づけ。必要に応じた修景整備。今後、自主条例等で登録制、地域活動との連携支援等。アクションプランで検討 |
| 斜面地の樹林や集落内の木竹の維持管理や景観的保全をする | 既存の保安林指定に加えて、択伐や植栽などによる景観保全。景観木の保全。景観農業振興地域整備計画での位置づけ。 |
| 水辺を復元的に修景整備する | 沢、湧水地、川等の水辺の植生や生物の復元など。アクションプランで検討 |
| 伝統的な水田耕作をテーマにしたイベント等を促進する | 農村景観を介在したと農村と都市との交流促進。農作業への参加や農産物の直販等。むらづくりでの展開 |

美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する

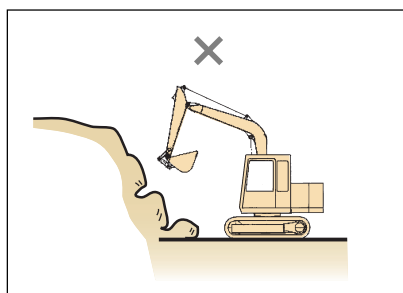
*考え方 本寺地区ではまとまりの良い景観の中に我が国の農村で伝統的な立地形態を継承する屋敷が散在している。農家はイグネや庭木を伴って独特の風格を有しており、多くの農家は伝統的様式で規模や屋根の形状などが類似しているために、集落としてのまとまりが感じられる。このような屋敷と集落が形成する空間秩序を景観的に守り育てる創意工夫を行って景観形成を進める。そのための、基本的な方針は下記のとおりである。

基本的に新たな開発や建造物を抑制する

- ・新たな開発や建築物の建設は基本的に抑制する。
- ・やむを得ず土地の形質の変更を行う場合は、十分な景観的配慮を行う。



新たな開発行為は抑制する



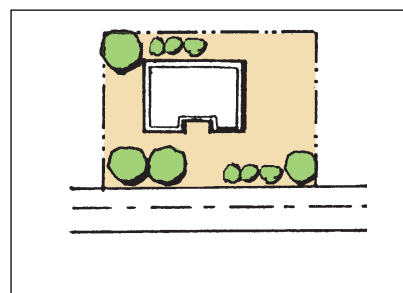
土石の採取等は基本的に行わない

風格ある屋敷構えを継承する

- ・イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。
- ・建築物等は、原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。
- ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。
- ・イグネがないときは、植栽して形成する。
- ・通常の管理行為等を除き、イグネは伐採しない。やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。
- ・塀はブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。



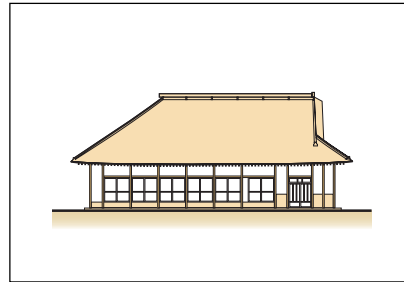
イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする



接道部での生け垣、草花の植栽は景観的に有効だ

● 家屋の改善にあたっては、風格のある外観を極力保全する

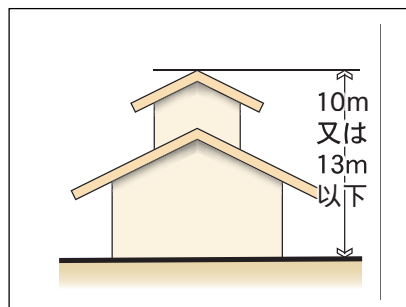
- ・ 伝統的な様式を残す建築物を改善する必要が生じた時は、外観と骨組みをなるべく維持した改修をする。



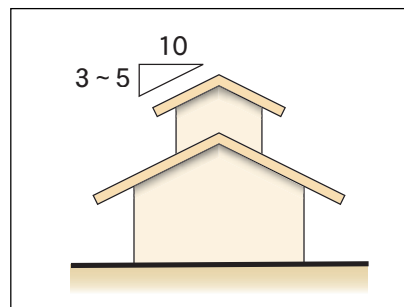
改修（民家再生リフォーム）が基本

● 新築する場合は屋敷地内に低層の木造和風建築で建設することを基本とする

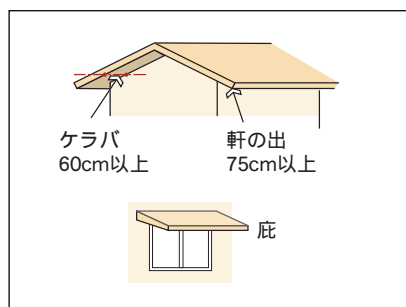
- ・ 新築する建造物は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような木造和風とし、基本的に屋敷地内に建築する。
- ・ イグネやその他の植栽と組み合わせることで風格ある屋敷構えを形成する。
- ・ 車庫等付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。
- ・ 建築物の設備等は道路等から見えないようにする。
- ・ 外壁は板壁調および塗り壁調を基本とし、色彩は自然素材色を基調とする。



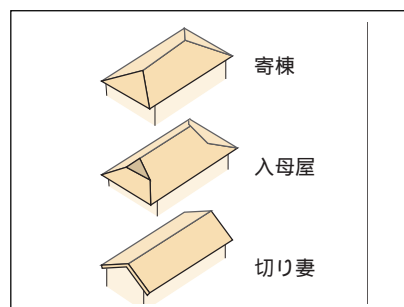
新築する場合は、地上2階建て以下



屋根勾配は3～5寸勾配を標準



軒、ケラバ、庇を出す



屋根形状は寄棟 / 入母屋 / 切り妻が基本

* 農村集落に係わる景観資産の登録候補例

| 分類 | 名称 | 左欄の内、何らかの形で指定されている景観資産 | 備考 | |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------|-----------|--|
| 自然 景観系 資産 | 樹林・樹木 | イグネ | (未定) | 重要文化的景観では丘陵地・河川沿い及び国道南側の全ての民有林が特定要素 |
| | 生垣 | ウツギ(テラサキ) ウツギ(ハヤシザキ) ウツギ(ナカヤシキ) | " | |
| | 畑 | (位置未確定) | " | 重要文化的景観では全ての畑が特定要素 |
| 歴史系 景観系 資産 | 神社等 | 四度花山の祠 | " | |
| | 伝統的な様式を残す建築物 | - | 伝統的な農家建築* | 重要文化的景観の「伝統的な農家建築」等(詳細は、「文化的景観保存計画」参照) |
| | 石造物(石祠:明神様等・石碑・墓碑等) | - | (未定) | 詳細調査あり(「本寺平野部の石造調査」『骨寺村荘園遺跡』参照) |
| その 景観系 以外の 資産 | 景観の良い道 | 中通り 山裾の道 下り松付近の道 四度花山内の道 | " | |

*「文化的景観保存計画」で建築後50年を経過した家屋を対象に「伝統的な農家建築」として特定し、保全していく建築物

* 基本方針

| 基本方針 | 方法 |
|--|--|
| 開発行為を基本的には抑制する | 農地転用抑制と連携。景観形成基準による規制誘導 |
| 土地の形質の変更を抑制誘導する | のり面や擁壁の抑制と修景緑化。景観形成基準による規制誘導。景観配慮を求める |
| 風格ある農家の屋敷構えを継承するため、建物は屋敷地に置き、イグネを景観資産として登録保全する | 建物の位置、外構、緑化などを景観形成基準で規制誘導。今後、自主条例等でイグネの登録や緑化の支援等 |
| 伝統的な様式を残す建造物は改修(民家再生リフォーム)を基本とする | 文化的景観保存計画による位置づけ。文化財としての改修支援。アクションプランで検討 |
| 新築では低層の和風木造建築を基本とする | 景観形成基準による誘導 |

来訪者への利便機能を整備する

* 考え方 世界遺産登録などを契機に、本寺地区への来訪者は増加すると予想される。その来訪者が当地の歴史景観と農村景観の特徴を十分に享受することができるように利便機能の整備を行う。その機能整備にあたっては、来訪者のみでなく住民の利便性にも寄与する工夫が必要である。そのための、景観形成方針は以下のとおりである。

観光や学習で訪れる人々の利便機能の整備を行う

- ・ 来訪者や学習者のための、休憩、研修、資料室等の機能を整備する。整備にあたっては、荘園絵図との関係及び伝統的農村景観との調和に留意する。
- ・ 来訪者のための貸自転車、貸車椅子等、多様な移動手段を整備する。

来訪者のための駐車場の整備は計画的に行う

- ・ 来訪者のための駐車場整備は、コアゾーン内（重要文化的景観の範囲内）においては極力国道の南側の地域に分散的に配置整備する。整備にあたっては、緑化や規模など伝統的農村景観との調和に留意する。
- ・ 大規模な駐車場を設けるときは、コアゾーンの外に整備し、緑化や空間の分節化など周辺に対する景観的な影響に配慮する。
- ・ コアゾーン内（重要文化的景観の範囲内）の国道北側の範囲には、大型車や観光シーズンにおける観光客車両の流入等の制限を行う。
- ・ 国道沿いに簡易の停車スペースを設けるなど気軽に立ち寄れるようにする。

来訪者のための駐車場整備の概念図



● 本寺の現存景観から歴史を追体験するための案内等の施設や情報の整備を行う

- ・ 散策見学ルートの設定や必要に応じた修景整備を行う。
- ・ 景観資産の登録と併せて、現地や眺望地点にサインや説明案内板の整備を計画的に行う。
- ・ 携帯電話によるデータベースへのアクセス等、音や映像を伴う情報提供を行う。
- ・ 現存景観を介して荘園絵図の世界観を体験するようなイベント・講習会の開催、解説図書や調査研究資料の頒布等を行う。



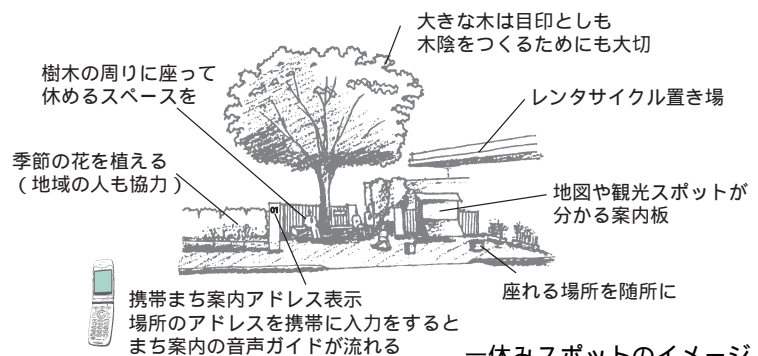
散策見学中に骨寺の情報が欲しいと思っている人もいるだろう



携帯電話に骨寺の情報を配信

● 散策見学者ための一休みスポットの整備を行う

- ・ 散策見学ルートを設定する。
- ・ 要所要所に一休みスポットの整備（バス停、眺望地点、小規模な駐車場等）を進める。
- ・ サインシステムを整備する。
- ・ トイレを整備する。



一休みスポットのイメージ

* 基本方針

| 基本方針 | 方法 |
|------------------------------|------------------------------------|
| 景観利用のための利便施設整備の景観配慮をする | 施設立地の景観配慮。施設の形態意匠の景観配慮。景観形成基準 |
| 駐車場は交通規制と併せて計画的に整備を行う | 土地形質の変更などには景観形成基準による誘導。アクションプランで検討 |
| 散策見学ルートの設定と必要な修景整備を行う | 一休みスポット等、アクションプランで検討 |
| サイン、案内板等を計画的に整備する | アクションプランで検討 |
| 本寺地区の景観的特徴を理解促進するための情報提供等を行う | アクションプランで検討 |

景観障害要因を排除し協議等によって景観向上を図る

* 考え方 本寺地区の景観は歴史と自然を基調としており、人工的な景観によって損なわれやすい傾向がある。そのため、人工物の扱いのうち、影響が大きいと予測される行為にはあらかじめルールを決めて対処することが必要である。その主な対処方策は以下のとおりである。

自動販売機を始めとした工作物の規制誘導を行う

- ・ 野立の自動販売機は設置しない。店舗やその他の建築物に付帯する場合はその限りではない。
- ・ 歴史と自然を基調とした景観に影響が大きい鉄塔やその他の工作物は、極力建設を抑制する。やむを得ず建設する場合は、道路から後退し、色彩や緑化によって目立たないようにする。



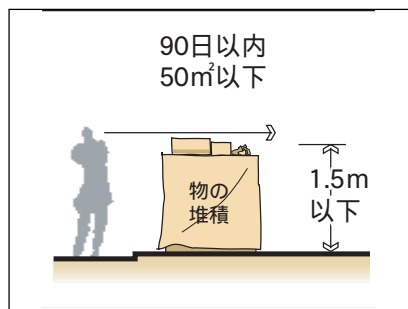
野立の自動販売機は設置しない（上図は、自動販売機設置のモンタージュ写真）

屋外における物の堆積の規制誘導を行う

- ・ 多くの人に見える場所に、廃棄物や建築資材、コンテナ、その他の再生資源等を堆積すると雑然とした印象を与えるので、長期にわたるものを抑制する。
- ・ 農業目的の物の堆積はその限りでない。



沿道等での景観的に不調和な物の堆積が課題



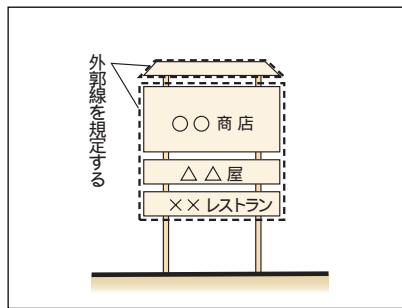
物の堆積は避ける。やむを得ない場合は樹木等で目立たないようにする

● 屋外広告物について規制誘導を行う

- ・ 国道沿いなどを中心として本寺地区全体において、屋外広告物の乱立を避け、屋外広告物の規模や意匠形態が伝統的農村景観と調和するよう、今後関係機関と協議し、地区の屋外広告物条例を定めて規制誘導を行う。



沿道の屋外屋外広告物が課題



例えば、今後屋外広告物条例を定めて必要な看板の集合化を誘導

● 美しい夜空の確保のため無駄な屋外照明の規制誘導を行う

- ・ 夜間の安全と星空の美しさの両立を求めて照明のあり方を工夫する。
- ・ 投光器や無駄な上方光束を避けるための規制誘導を行う。

● 伝統的な農村景観と不調和な景観に対する改善策を講ずる

- ・ 既存の人工的景観について所有者との協議を行い、改善方策の提案等を行い、修景整備を促進する。
- ・ 必要があれば、緑化をはじめとした改善方策を支援する。
- ・ 道路河川等、公共施設の修景整備については、管理者と協議し景観に配慮した改善を図るとともに、景観重要公共施設としての位置づけを検討する。

* 基本方針

| 基本方針 | 方法 |
|-------------------------------|--|
| 建造物の規模・形態意匠の最低限の規制と景観向上の協議をする | 景観形成基準による規制誘導。むらづくり委員会との連携。景観アドバイザーによる協議 |
| 工作物の規模と形態意匠の最低限規制と景観向上の協議をする | 架空電線の地中化を促進。 アクションプランで検討 野立て自販機の規制景観形成基準による規制誘導 景観形成基準による規制誘導。むらづくり委員会との連携 景観アドバイザーによる協議 |
| 屋外における物の堆積を規制誘導する | 長期にわたる物の堆積について景観形成基準による規制誘導。むらづくり委員会との連携 |
| 屋外広告物の規制と意匠の誘導を行う | 景観行政団体として屋外広告物の基準作成と運用。むらづくり委員会との連携 |
| 屋外照明等の規制誘導を行う | 投光器や無駄な上方光束を避ける。景観形成基準による規制誘導 |
| 景観不調和に対する緑化等による改善策を推進する | 景観むらづくり委員会との連携。原因者への提案。緑化修景の支援。アクションプランで検討 |

2 景観形成基準 (景観法第8条第2項第3号)

開発や建設など既存の景観を変更する行為のうち景観への影響の大きい行為について、景観法に基づく届出を求めて行為の規制等を行う。景観形成基準はその届出に対して行う審査の基準である。

景観形成基準の性格

本計画の目標は本寺地区の特徴をもとに「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、農村と水田の美しさを次世代に伝える」ことである。そのためには、特徴を形成する文化財等の重要な景観要素を保全すると同時に、生活環境の改善などのために新たに建設や整備をする場合、特徴を壊さないように十分配慮することが必要である。前節の「景観形成基本方針」は、その考え方を示しており、そのうち、開発や建設に際して地区の特徴を保全するために少なくとも守るべきルールを「景観形成基準」とした。

景観形成基準の内容

景観形成基準で定めているルールには2つの内容がある。

一つは、地区の特徴を形成する重要な景観要素に対し直接的な開発や改変などの行為を制限するものである。文化財はその代表例だが、これを改変することには既に一定の保護がなされている。しかし例えば、地域を縁取る丘陵地の地形や樹林は特徴を形成する重要な景観要素であるが、一部を除いて保護されていないことから、保護対象とされていない景観要素について改変行為を制限するものである。これらには土地の形質の変更、木竹の伐採等に関するものがある。

二つめは、建設を行う場合に自然や歴史との調和を求めるものである。例えば農家建築を建て替える場合、農家建築は伝統的な農村景観を形成する重要な景観要素であるから、歴史的景観の立場からは伝統的な様式が望まれるが、実際にはさまざまな考え方や課題がある。そこで新たにつくる建築が自然や歴史と調和するような配慮を促すために、守るべき基本的なルールを定めるものである。この中で建築物の場合は、和風木造、屋根や軒の形状、色彩等に関するものがある。

新たな開発や建設において、より良い地域景観をつくるためには、その建物等を周辺と調和させようとする多様で総合的な創意工夫を図る必要がある。ルールはその創意工夫の前提となる条件として位置づけられるものである。

指針と基準

景観形成基準のルールは指針と基準に分けて定めている。

「基準」は本寺の歴史と自然の景観的特徴を継承するために守るべき最低限

のルールである。この基準は開発や建設を行う時にかならず遵守すべきものである。

「指針」は本寺の景観的特徴を継承するために必要な条件である。しかし、歴史や自然と調和させるためにより有効な方法があるときは、総合的な景観を考えて判断し、指針は他の考え方で代替が可能である。

基準も指針も、それだけを守れば良い景観を形成できるというものでなく、基準や指針を踏まえた総合的な創意工夫が求められる。そのために、必要に応じて専門的な立場から景観アドバイザーなどと相談を行う。

届出が必要な行為

景観を変更しようとする者は、景観法にもとづき、市に行為を届出の必要がある。届出が必要な行為は建築物や工作物等の新築、改築等である。その内容は表「届出が必要な行為」に示したとおりである。

届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例第2条第1項）

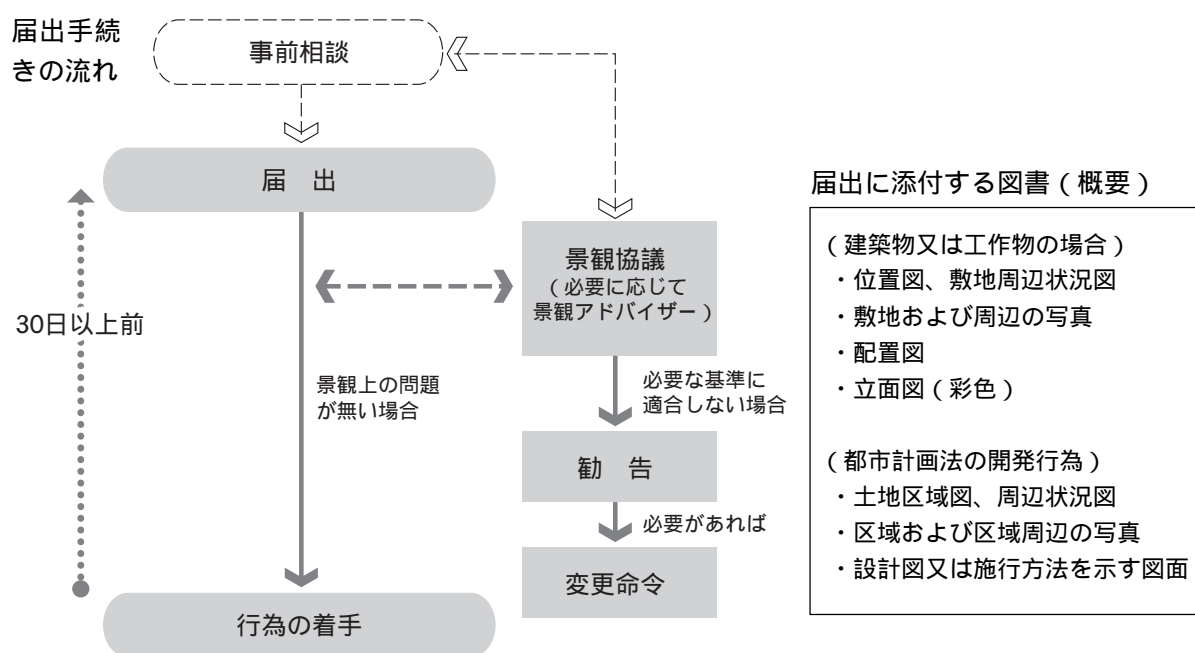
| 区 分 | | 規模等 | |
|--------------|---|---|----------------------------|
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築又は移転 | 建築面積が10㎡を超えるもの | |
| | 建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの | |
| 工作物 | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 煙突、柱、高架水槽、屋外照明等 | 高さ5mを超えるもの |
| | | 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等 | 高さ5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの |
| | | 擁壁、さく、塀等 | 高さ1.5mを超えるもの |
| | 電線路等 | 電柱等 | 高さ10mを超えるもの |
| | | 変圧器等の地上機器等 | 設置する変圧器等の地上機器全てのもの |
| | 自動販売機及びその付帯施設 | 高さ1mを超えるもの | |
| 開発行為 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 開発行為の面積が10,000㎡以上のもの（都市計画法第29条第2項） | |
| 土石の採取又は鉱物の掘採 | 土石の採取、鉱物の掘採 | 採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずるのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの | |
| 土地の形質の変更 | のり面、擁壁、土地の造成等 | 変更に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又はのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの | |
| 木竹の伐採 | 木竹の伐採 | 高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの | |
| 屋外における物の堆積 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を超えるものに限る） | 堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの | |



適用除外行為

届出の手続き

景観を変更しようとする者は、別に定める図書を添えて市に届出を行う。
届出を受理した後、市で審査を行ないその結果を通知する。行為の着手は原則として受理された日から30日を経過した後に行わなければならない。
届出の内容については必要に応じて協議を行う。必要な基準に適合しない場合は、設計の変更等の必要な措置を勧告することができる。
なお、届出に先立って準備のための事前相談を行う。



届出の適用除外行為(景観法第16条第7項及び一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例第2条第2項)

1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
2. 仮設の工作物の建設等
3. 農地・河川での土石の採取又は鉱物の掘採
4. 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ・ 林業を営むために行う木竹の伐採
 - ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ・ 仮植した木竹の伐採
 - ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
5. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
6. 建築物の存する敷地内で行う建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為
7. 建築物の存する敷地内で行う屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50㎡以下の行為
8. 農業、林業又は漁業を営む行為
 - ただし、次のいずれかに該当するものは届出が必要。
 - ・ 建築物の建築
 - ・ 高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・ 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超え、かつ面積が300㎡を超える農道若しくは林道の設置
 - ・ 土地の開墾
9. 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
10. 景観法第16条第7項第6号の行為

景観形成基準：指針と基準

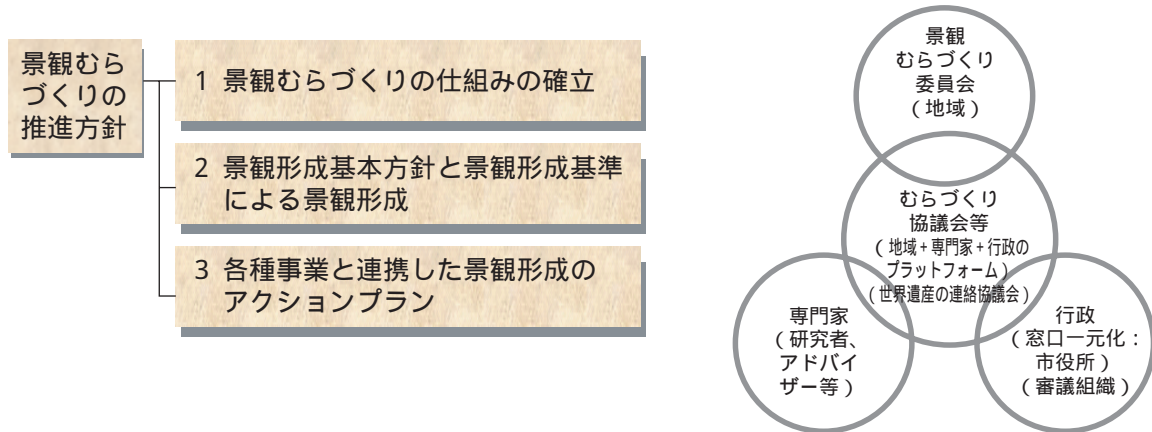
| 項目 | | コアゾーン | バッファゾーン |
|-----------|----|---|--|
| 共通事項 | 指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園絵図から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。 | |
| | 基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観資産を保護する。 | |
| 建築物および屋敷地 | 指針 | <p>建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する場合は、基本的に伝統的な様式または伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ・建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 | |
| | 基準 | <p>緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 ・イグネがないときは、植栽して形成する。 | <p>緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 |
| | 基準 | <p>建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 | <p>建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：新築では和風木造を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 |
| | 基準 | <p>屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：(イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと) | <p>屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：(イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと) |

| 項目 | コアゾーン | | バッファゾーン | |
|--------------------------|-------|---|---|--|
| 工作物 | 指針 | 鉄塔等 ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。 周辺と調和する色彩とする。 各種工作物 ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源は明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 | | |
| | | 自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内は除く)。 | 自動販売機 ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内および店舗に付属するものは除く)。 | |
| （土地の形質の発行為・土石の変更の採取等を含む） | 指針 | 土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。 | | |
| | | 土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。 | | |
| | 基準 | 土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。 | | |
| | | 農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 道路等から見て目立つ場所では行わない。 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 | | |
| 木竹の伐採等 | 指針 | 新たなり面、擁壁、土地の造成 ・新たなり面、擁壁の造成は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 | | |
| | | 新たなり面、擁壁、土地の造成 ・新たなり面、擁壁の築造は次によること。 のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 | | |
| 木竹の伐採等 | 基準 | 木竹、景観木等の保全 ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 | | |
| | | 駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。 | | |
| 屋外における堆積 | 指針 | 駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。 | | |
| | | イグネの保全 ・イグネは伐採しない(ただし、通常の管理行為等は除く)。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。 | | |
| 屋外における堆積 | 基準 | 農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 | | |
| | | 長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。 | | |

③ 景観むらづくり推進方針

* 全体的な推進方針 景観計画の目標である「荘園絵図の姿を今に伝える骨寺村荘園遺跡を守り、農村と水田の美しさを次世代に伝える」ためのむらづくりを景観むらづくりとして進める仕組みを確立し、本計画で定めた景観形成基本方針を推進すると同時に、景観形成基準を活用した景観誘導を行う。

この景観形成基本方針の推進には、部分的には詳細な事業計画や仕組み整備が求められるため「アクションプラン」を策定する。



1 景観むらづくりの仕組みの確立

* 考え方 景観むらづくりは、農業の継続と歴史を基本にした景観形成が両輪となって進められる。むらづくりは地域が中心となって推進するが、実際には地域と行政および専門家が連携することが求められる。特に景観・歴史・世界遺産等には公共的・専門的な側面があり、地域を主体としつつ、行政や専門家が必要に応じて参画する仕組みが必要となっている。

景観むらづくり委員会（仮称）

- ・景観むらづくりを推進する地域側の代表として、景観むらづくり委員会を設立する。景観形成基本方針を始めとした景観むらづくりに関して行政等と話し合い、検討や合意形成を行う。
- ・必要に応じて行政や研究者・専門家がかかわり、あるいは事業者やNPO等の活動団体と連携するなどして、具体的な取組みを進める。景観むらづくり委員会は自主条例等による位置づけを行う。

行政の組織

- 窓口の一元化
- ・市役所で景観むらづくりに係わる部局は複数になるため、地域の窓口となる部局を限定する。実際の業務は業務担当の部局が行うとしても、業務進行のポイントとなる時には窓口部局の参画が重要である。
 - ・地域に係わりを持つ国、県の機関等についても同様に、重要な時には窓口部

局が参画する。

- 景観審議会
- ・本寺地区の景観むらづくり全般にわたって行政的な観点から審議する景観審議会を設置する。特に、景観形成基本方針についての行政的な判断などを審議する。
 - ・景観審議会は自主条例等により市長に対する諮問機関として位置づける。

● 専門家の参加

- ・景観・歴史・世界遺産等について研究者や専門家の参加が求められることは多い。専門家が景観むらづくりに参加しやすくするための仕組みの整備を行う。
- ・景観形成基本方針の推進や、景観形成基準の運用等に対して助言する景観アドバイザーの制度を確立する。
- ・専門家の参加は必要に応じて自主条例等による位置づけを行う。

● 景観むらづくりの共通テーブル

- 共通テーブルの目的
- ・地域の景観むらづくり委員会、行政の窓口部局や関連組織機関、専門家等が話し合いながら景観むらづくりを進めるための共通テーブルを設置する。景観むらづくりに対する認識の共有化を図り、地区全体としての景観的まとまりを形成し、各種事業や維持管理、イベント等を連携して推進することを目的とする。

- むらづくり協議会
- ・共通テーブルの一つとして、むらづくり協議会（仮称）を設置する。基本的には景観むらづくり委員会、行政の窓口部局、専門家等で構成する。必要に応じてその他の個人、組織等が参加する。
 - ・景観形成基本方針等に係わる内容で地域、行政、専門家の話し合いや連携が必要な時に開催する。市が事務局となり、むらづくり委員会と協力して開催する。
 - ・むらづくり協議会は、必要に応じて自主条例等による位置づけを行う。

- 広域での調整の仕組み
- ・世界遺産の関連地域（一関市、平泉町、前沢町、衣川村、岩手県等）で総合的な景観形成に関わる調整や情報交換を行う仕組みをつくる。

- 多様な主体の参加の促進
- ・基金等、財源の運用や多様な参加交流を図る仕組みを整備する。
 - ・NPO あるいはサポーター等による支援活動の仕組みづくりを促進する。また、NPO やサポーターの活動促進や、情報提供や基金への参加のネットワークづくりを促進する。

* 推進方針

| 推進方針 | 方向・方法 |
|----------------------|---------------------------------|
| (仮称)景観むらづくり委員会を設置する | 自主条例等で位置づけ |
| 景観審議会とアドバイザー制度を発足させる | 景観法に基づく景観計画や自主条例等で位置づけ |
| 景観資産に関する情報提供を推進させる | アクションプランで検討 |
| 世界遺産地域連絡組織を設置して協議する | 各関連地域の合意による 設置 |
| NPO等との連携を進める | 景観むらづくりに参画しようとするNPO。景観むらづくり委員会等 |
| 基金を創設する | 各種基金の検討。アクションプランで検討 |

2 景観形成基本方針と景観形成基準による景観形成

* 考え方 景観形成基本方針と景観形成基準により総合的に本寺地区の特徴を活かした景観むらづくりを進める。詳細は「4-1 景観形成基本方針」と「4-2 景観形成基準」に示したとおりであるが、推進方針の考え方を整理すると下記のとおりである。

景観形成基本方針

- ・本計画に示す景観形成基本方針は、規制誘導・修景整備・むらづくり活動等に関わる総合的な考え方を示している。その意味で景観形成基本方針は本寺地区の景観形成マスタープランとしての性格を有しており、目標計画年次は20年としている。
- ・全体的な景観形成基本方針を地区別に展開するものために地区別の景観形成方針を示した。

景観形成基準

- ・景観形成基準は、景観法の届出制による届出行為に対する審査の基準であり、計画の目標を実現するための景観的なルールを示したものである。
- ・建築や開発等の行為をする時に、本寺地区の特徴を守り育てる観点から守るべきルールを指針と基準に分けて示している。そのうち特に、重要不可欠なものを基準とし、基準に適合しない場合は景観法の勧告対象となる可能性がある。
- ・景観は多様な条件の組み合わせで形成されるので、単に基準を守れば良い物ができるわけではない。そこで基準の運用では必要に応じて景観協議を行い、景観協議には専門家がアドバイザーとして参加できるようにする。

景観資産の登録と重要なものの指定

- ・景観資産をリストアップし景観形成基本方針で位置づけて保全を規定する。

- ・景観資産は景観要素のうち、むらづくりの資産となるもので、その意味や価値を地域の共通認識として育て、来訪者へ説明する。
- ・文化財等のように重要性が認知されているものだけでなく、伝承、伝聞や地域の人々に好まれる景観や地域の記憶が宿る景観など広い範囲でリストアップする。
- ・リストアップした景観資産の中から登録制度によって選定登録する。登録制度は、今後自主条例等により位置づけを行う。登録した景観資産に対する維持管理や保全方策、支援等について定める。
- ・登録した景観資産のうち、保護が必要なものは文化財等の制度や自主条例等により指定を図っていく。

* 推進方針

| 推進方針 | 方向・方法 |
|------------------|--|
| 景観形成基本方針の推進 | 景観計画の推進。景観条例の施行。アクションプランの策定 |
| 景観資産の登録制度を発足させる | 景観資産候補のリストアップ、景観形成基本方針による推進。登録制度の条例等による位置づけ |
| 保全対象とする景観資産の指定 | 必要に応じた調査研究。用水網、景観木、石造物等 |
| 景観形成基準の推進をする | アドバイザー制度と連携。審議会と連携 |
| 景観形成基準と景観協議を推進する | 対象行為：建築物および屋敷地、工作物、土地の形質の変更（開発行為、土石の採取等を含む）、木竹の伐採、屋外における物の堆積 伝統的様式を残す農家では改修（民家）リフォームの支援。重要文化的景観での伝統的様式の判断基準明確化。 |
| 交通関係規制を促進する | 交通規制と駐車場対策。アクションプランで検討 |
| 屋外広告物の規制誘導を促進する | 将来的に景観行政団体として基準のを設定して積極推進 |
| 農業土地利用の継承を促進する | 景観農業振興地域計画。農地転用の抑制 |

3 各種事業と連携した景観形成のアクションプラン

* 考え方 本計画の景観形成基本方針を実現するためには、文化的景観保存計画や景観保全農地整備事業、景観農業振興地域整備計画等との連携をしつつ、各計画の事業内容が重複しないように調整しつつ、本寺地区としてまとまりのある景観形成を展開することが必要である。そのために各種事業と連携した景観形成のアクションプランを策定する必要がある。

● 景観形成のアクションプラン

- ・景観形成基本方針を実現するため必要な景観整備事業や自主条例等へのアクションプランを策定する。
- ・文化的景観保存計画や景観保全農地整備事業、景観農業振興地域整備計画等との連携をしつつ、全体的な景観形成の観点から事業の内容イメージの具体化、事業配置や事業実施の手法検討を行う。
- ・アクションプランは、地域や専門家の参加を得て実現性を重視した内容とし、その計画目標年次は5年程度とする。

* 推進方針

| 推進方針 | 方向・方法 |
|-------------------------------|-------------|
| 景観資産の必要に応じた保全修景や説明案内板等の整備 | アクションプランで検討 |
| 散策学習ルート、サインシステム、案内板、一休みスポット整備 | アクションプランで検討 |
| 景観保全農地整備 | アクションプランで検討 |
| 本寺川等、水辺の修景整備 | アクションプランで検討 |
| 情報提供等の整備 | アクションプランで検討 |
| 観光利便機能の整備 | アクションプランで検討 |
| 景観不調和に対する緑化等の改善策 | アクションプランで検討 |

景観むらづくりの体系と構成事業（案）

| 体系 | 構成事業（案） | |
|-------------------|-------------------------|---|
| 1 景観むらづくりの確立 | 1：景観審議会 | ・景観形成に関する審議会 |
| | 2：景観むらづくり委員会 | ・地域主体での地域運営の仕組み |
| | 3：専門家参加の仕組み | ・景観アドバイザー制度の発足 ・大学、研究機関等との連携 |
| | 4：広域での調整の仕組み | ・世界遺産地域関連協議会（一関市、平泉町、前沢町、衣川村、岩手県） |
| | 5：景観協議会 | ・景観法に準拠した景観形成推進の協議会 |
| | 6：地域活動の推進と支援の仕組み | ・基金等の設置 ・個人、団体、事業者等の参画と景観形成活動の支援 ・NPO等との連携、地域サポーターの育成や連携 ・景観形成の支援（伝統的建築物改修、緑化、維持管理等） |
| 2 景観形成基本方針 | 1：景観形成基本方針 | ・景観形成に関する規制誘導と景観整備およびむらづくり活動の推進 ・文化的景観保存計画、景観農業振興地域計画等との連携 ・アクションプランで事業調整と事業配置、実現方策の策定推進 |
| | 2：景観資産の保護 | ・景観資産の登録制度の立ち上げ ・景観資源の保護 |
| | 3：景観形成基準（指針と基準） | ・景観形成基準と景観協議の推進 ・景観形成ハンドブック等の作成配布 |
| | 4：農業土地利用の継承 | ・農地転用の抑制 |
| | 5：その他の規制 | ・交通規制と駐車規制 ・屋外広告物規制 |
| 3 各種整備と連携した景観修景整備 | 1：中世絵図と対応する景観資産の継承と修景整備 | ・景観資産の修景整備と案内板等の設置 ・景観資産周辺の修景整備、案内板の設置 ・景観資産の調査研究 |
| | 2：伝統的農村景観の景観資産の継承と修景整備 | ・景観資産の修景整備と案内板等の設置 ・景観資産周辺の修景整備、案内板の設置 ・景観資産の調査研究 ・景観保全農地整備 ・本寺川等の修景整備 ・本寺川の橋の修景 ・水辺の修景整備 ・景観阻害要因の修景 ・架空電線の移設・地中化整備 |
| | 3：景観資産や本寺の全体的な情報提供 | ・インターネットによる情報提供 ・携帯電話によるインフォメーションシステム ・関連資料、イベント、研修・体験等の提供 |
| | 4：散策見学者のための一休みスポット整備 | ・散策見学ルートの設定 ・要所要所に一休みスポット整備（バス停、眺望点、小規模駐車場等） ・サインシステムの整備 |
| | 5：観光利便機能の整備 | ・休憩機能（休憩、トイレ等）整備 ・研修/資料提供機能整備 ・貸自転車等機能整備 ・駐車場整備 ・国道沿いに停車場整備 ・国道沿いに歩行帯整備 ・鎰懸と山王岩屋下にゲートのサイン整備 |

5章 地区別の景観形成方針

景観形成基本方針と景観形成基準の内容を地区別に整理し、景観保全の規制誘導と、修景等の整備およびむらづくり活動の内容について整理したものが、地区別の景観形成方針である。

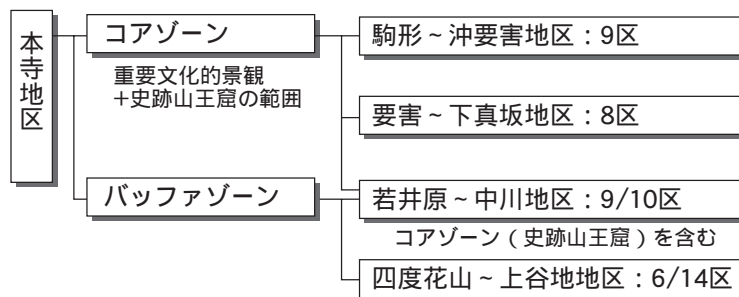
1 地区区分の設定

計画対象範囲のコアゾーンとバッファゾーンの区分にコミュニティ単位の区分を組み合わせて地区区分を設定した。

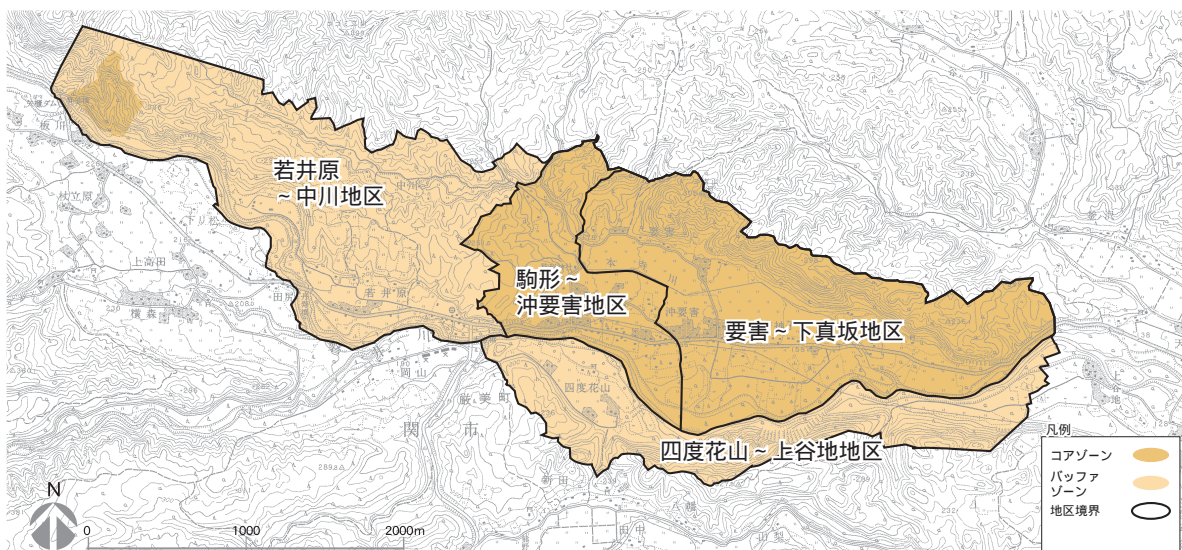
コアゾーンは計画対象範囲の歴史の中核をなす地域であり、バッファゾーンはそれを取り巻く範囲である。共に世界遺産における区分と同じ範囲である。

一方、地域の寄り合いなど、むらづくり活動等で用いられるコミュニティ単位は、コアゾーンで東西に2区分(8区と9区)、バッファゾーンおよびコアゾーン(史跡山王窟)では4区分(6区、9区、10区、14区)されている。

景観形成は地域のむらづくりと不可分であることから、コミュニティ単位を尊重し、下図のとおり全体を4地区区分した。



地区区分図



2 地区別景観形成方針

駒形～沖要害地区（9区）

コアゾーン

地区の
位置図



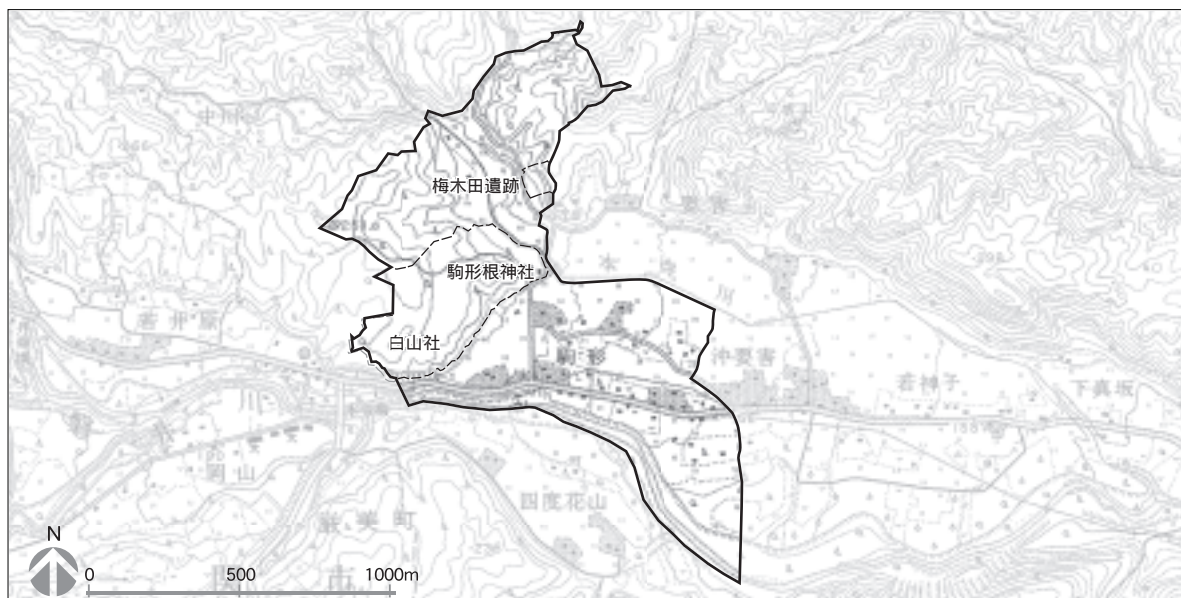
駒形：地区のランドマークとなっている駒形根神社



駒形：農家とイグネのまつまりある集落景観（中澤）

- ・この地区は本寺地区東部のコアゾーン内に位置し、駒形地区と沖要害（西半分）地区にまたがる地域である。
- ・荘園絵図をみると白山、馬頭観音、檜山河、六所宮、骨寺跡、宇那根社など書き込みが多く、当時から大切な場所だったと推測される。国指定史跡である駒形根神社は、この地区のランドマークとなっていると共に、本寺地区全体の景観的な中心を形成している。これらの景観資産は登録して保護し、必要に応じて修景整備を行う。
- ・コアゾーンの中では上流に属し、水田への用水の水源にも近い。また、当時の信仰対象であった栗駒山や山王窟に近いこともあって、空間的には「奥」の性格がある場所だと考えられる。
- ・地形と土地利用の関係からみると、耕作地、集落地、丘陵地が東西に平行し

駒形～沖要害地区の範囲



て縞状に分布している。主な保存策は、耕作地の伝統的な用水路網と水田の小規模区画のうち重要なものの保存を図る、集落地の屋敷地のうち伝統的な家屋は建て替えを抑制し修理を施しながら継続的な利用に努める、丘陵地では樹林樹木の適切な管理を行うなどである。

- ・国道の北側は、景観資産候補も集積し農村景観としてのまとまりも良い。景観形成基本方針に基づいて保全的に景観を継承し、大型車の進入禁止や観光客の駐車抑制などを行い、本寺地区の中心的な地域として保全的な景観形成を行う。

駒形～沖要害地区における景観資産の登録候補

| 分類 | 名称 | | | |
|--------------|-------------|---|---|--------------------------------|
| 自然系景観資産 | 河川 | 本寺川 盤井川 | | |
| | 水路 | 下り松用水 横断掘 | | |
| | ため池 | 駒形根神社付近のため池 | | |
| | 樹林・樹木 | 中澤のクリ林 イグネ | | |
| | 生垣 | ウツギ(テラサキ) ウツギ(ハヤシザキ) ウツギ(ナカヤシキ) | | |
| | 水田 | (位置未確定) | | |
| | 畑 | (位置未確定) | | |
| | 歴史系景観資産 | 史跡 | 白山社・駒形根神社 梅木田遺跡 | |
| 埋蔵文化財包蔵地 | | 本寺中屋敷遺跡 平泉野遺跡 骨寺村荘園遺跡 | | |
| 神社等 | | 駒形根神社 | | |
| 石造物 | | - | | |
| 伝統的な様式を残す建築物 | | - | | |
| 景観資産 その他の | | 景観の良い道 | 中通り | |
| | 眺望の優れた歴史的地点 | 駒形根神社 | | |
| 絵図に描かれた情報 | 文字と絵の情報 | 骨寺跡・骨寺堂跡 白山 房舎跡 六所宮 宇那根社・うなね 宮 檜山川 岩井河・石八井河 道 | | |
| | | 文字のみの情報 | 馬頭観音 金聖人霊社 寺崎 堂山 中澤 宇那根田二段 首人分二段 霊田一段 在家跡 | |
| | | | 絵のみの情報 | 西側の丘陵地 樹林 道 建造物 水田 |



本寺川



駒形根神社



雷神碑

参考：本寺地区地域づくり推進協議会ワークショップ（夢語りの会：H 16.8.4開催）からの提案

駒形～沖要害地区についての提案

| | | |
|--|--|--|
| <p>駒形根神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本殿と拝殿の通路の修復 ・拝殿と神楽殿の修復 ・拝殿の階段を木造にする ・由来を説明する案内板の設置 ・境内の環境整備 ・境内での祭や神楽の復活 ・休憩所 / 駐車場の整備 ・景観に配慮した護岸 / ガードレールに改良 <p>梅木田遺跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板をつくる（発掘写真結果等） ・遺跡の復元イメージ絵図が欲しい ・井戸を再現する ・もっと詳しく広く調査する | <p>中澤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散策路を整備する ・案内板や案内標識の設置 ・入口の標識を大きくする ・減反地にレンゲソウ カキツバタを植える <p>中屋敷跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケヤキの大木が立派なので、シンボルツリーにする ・旧道が良いので石碑等を目印として整備 ・スギが邪魔なので切る ・タイヤなどゴミを回収する | <p>平泉野台地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平泉野台地を野原にする <p>本寺川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚 / ホタルが住める生態系豊かな川にする ・子供の遊べる川にする（川へ降りる場所、水車、東屋の設置） ・護岸や欄干をきれいに、又は自然にする ・川までの道や田を整備する |
|--|--|--|

不特定な場所についての提案

| | | |
|--|---|--|
| <p>* 自然・文化・景観 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いのカキツバタ園をホタルの里にする ・昔から伝わる踊りを守っていく ・湿田を活用したハス畑 ・ヤマユリを植えて山ユリの里「骨寺」として名産にする ・つづじで招く骨寺の初夏 ・景観そのもので勝負、あまり手を加えない ・本寺地区の昔の民話を人に伝える <p>* 整備 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで登山道・参道を整備しよう運動 ・場所のいわれを書いた案内板 ・遺跡を結ぶ散策路の整備活用 ・遺跡の案内板を設置し遊歩道を整備 ・遺跡までの道路（国道）標識を整備 ・ホタルが育つ水辺づくり ・所々にベンチ、木陰をつくる ・大きい航空写真の設置 ・荘園景観を保存した基盤整備 <p>* 施設 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園（屋敷・旧家）レストランをつくる ・所々に東屋や展望台を設ける ・骨寺村荘園保全活動のNPOをつくる ・骨寺村を一望できる場所に茶店をつくる ・産地直売の店をつくる ・住民がくつろいだり、語ったりできる施設をつくる ・水車をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・本寺村荘園保存センターをつくる <p>* PR・サービス *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信 ・骨寺のキャラクターづくり ・ガイドブック等をつくる（散策マップ / パンフ / ポスター） ・骨寺の歴史の本づくり ・骨寺荘園の絵図のPR ・骨寺遺跡めぐりのガイドをつける <p>・物産品のPR活動</p> <p>・道の駅を利用して骨寺村アピールする</p> <p>* 特産品 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園米を使ったどぶろくづくり ・水車を利用した昔ながらのそばづくり ・豆を植えて自家製味噌づくり・販売 ・ミョウガの葉焼きで本寺焼き ・梅の木を植えて梅干を作って売る ・すみ大根、すみもちづくり ・荘園ブランド米の販売 ・山菜、きのこの販売 ・ブルベリーを骨寺の特産品にする ・昔のお菓子復活 <p>* グッズ *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺のロゴをつくる ・ロゴやマスコットを利用した記念品、おみやげ ・四季の風景を取り込んだ骨寺カレンダー ・地元年寄り達の趣味を集めて産物をつくる ・ロゴ / マスコットを使った記念品やお土産 | <ul style="list-style-type: none"> ・眺めが良い場所を写真にとり葉書にする ・絵図が描かれたタオル ・神社のお守りを作って売る ・休耕田にアヤメを植えて売る ・薬草を作って売る ・利用されていない温泉を利用する <p>* 体験・交流 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムの推進（昔ながらの農作業体験、どぶろくを酌み交わしながらの神楽体験、川や山での自然を生かした野外活動体験：昔の遊び、子供の山村留学等） ・平泉から骨寺の体験型宿泊ツアープログラムの商品化（世界遺産体験ツアー） ・景観に配慮したオーナー制度 ・骨寺荘園住民を募集（住民税支払い特産物を送る） ・世界遺産地域や大分県豊後地区との交流 ・バッテリー、水車で白米づくり体験 <p>* イベント *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺を巡るオリエンテーリング ・骨寺を見つめるイベント ・田植え大会 ・秋に収穫祭と月見 ・魚のつかみどり大会 ・磐井川の滝めぐり ・ゲートボール等のスポーツ大会 ・竹の5種競技 ・気球で上空から景観を楽しむ ・骨寺農民市を開く |
|--|---|--|

参考：地域住民等が現地踏査によって作成した「お宝マップ」(H14.年度開催)
(駒形～沖要害地区付近)

A班：骨寺荘園の中心部

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・駒形根神社：鳥居 | ・ウナザ入口 |
| ・駒形根神社：拝殿 | ・梅の田遺跡 |
| ・駒形根神社：拝殿の しゃちぼこ | ・御明神様 |
| ・駒形根神社：馬頭観音 | ・狛犬 |
| ・駒形根神社：本殿 | ・石碑群 |
| ・駒形根神社：鐘楼 | ・手水鉢 |
| ・駒形根神社の珍品 | ・道標 |
| ・神楽殿 | ・説明看板 |
| ・木橋 | ・立て看板 |
| ・味ヶ沢 | ・水力発電所 |
| ・磐井川 | ・消火栓(積雪のときの 目印) |
| ・種まき桜 | |



B班：駒形・沖要害のお宝等

- | | |
|-------------------|------------|
| ・本寺川 | ・井戸 |
| ・湧き水 | ・古井戸の中 |
| ・アズマシャクナゲ | ・井戸用手押しポンプ |
| ・シダレヒバ(リュウヒ バ) | ・長持、石臼、ひき臼 |
| ・中沢跡 | ・旧農道 |
| ・塩釜供養塔 | ・馬そり |
| ・敷位明神 | ・ブルーベリーの木 |
| ・林さん宅のお宝 | ・本寺小学校跡 |
| ・林さん宅のお宮の中 | ・元小学校にいる馬 |
| ・雷神碑 | ・長屋門 |
| ・きれいな流れの水路 | ・佐々木さん宅の厩 |
| ・用水路(土水路) | ・穂によ |
| ・養二さん宅の裏の水門 | ・碓の二段重ね |
| ・林崎さん宅の古池 | ・四反田 |
| | ・標柱：中屋敷跡 |



C班：“本寺村”さきもり達のお宝

- | | |
|------------|----------|
| ・磐井川 | ・すばらしい庭 |
| ・けやきの大木 | ・石段と石垣 |
| ・太いヒノキ | ・水路 |
| ・太いエグネ | ・昔の水路 |
| ・ドウダンツツジ | ・旧小学校門跡 |
| ・中屋敷遺跡 | ・ブルーベリー園 |
| ・雷神 | ・池 |
| ・子持ち石 | ・子牛 |
| ・土倉 | ・すばらしい景色 |
| ・旧佐々木家 | ・何の跡？ |
| ・曲り梁 | ・案内板 |
| ・収穫後の田んぼと庭 | |



要害～下真坂地区（8区）

コアゾーン



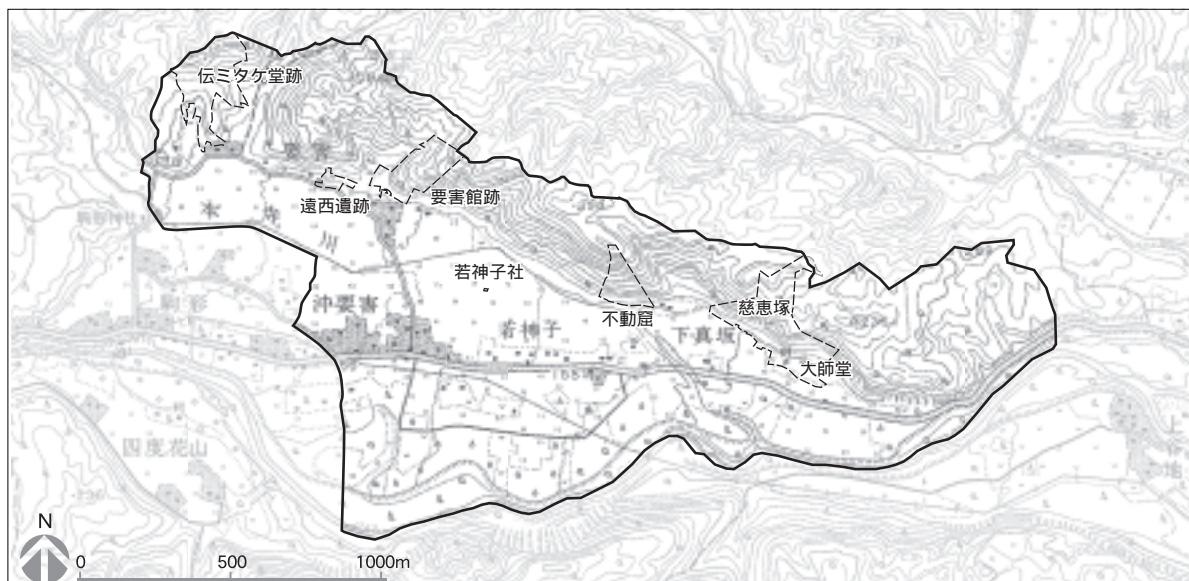
若神子：地区のランドマークとなっている若神子社



要害：山辺に立地する集落景観

- ・この地区はコアゾーン内に位置し、要害、沖要害（東半分）、下真坂の3地区にまたがる地域である。
- ・荘園絵図では金峯山、真坂新道、若神子、慈恵塚などの記述がみられ、重要な場所と認識されていた様子がわかる。地図の東部分は縮小されて描かれている。若神子（国指定史跡）は、中心的なランドマークとなっている。
- ・この地区から西を眺めると水田が奥にむかって広がり、農村景観のまとまり良い様子がわかりやすい。当時の信仰対象であった栗駒山や山王窟へアプローチする意味合いも持つ場所だと考えられる。
- ・水田を中心とした伝統的な農村景観とそれを構成する屋敷構えなどを時代に合わせながらも保全的に継承する。
- ・地形と土地利用の関係からみると、耕作地が中央に大きく位置し、その中程を東西に集落地が分布し、北側に丘陵地が位置している。主な保存策は、駒形～沖要害地区と同様に、耕作地の伝統的な用水路網と水田の小規模

要害～下真坂地区の範囲



区画のうち重要なものの保存を図る、集落地の屋敷地のうち伝統的な家屋は建て替えを抑制し修理を施しながら継続的な利用に努める、丘陵地では樹林樹木の適切な管理を行うなどである。

要害～下真坂地区における景観資産の登録候補

| 分類 | 名称 | | | | |
|-----------|---------|--------------------|--|---|--------------------------------|
| 自然系景観資産 | 河川 | 本寺川 鑿井川 | | | |
| | 沢筋 | 味が沢 寺ヶ沢 後生の沢 | | | |
| | | 水路 | (位置未確定) | | |
| | | ため池 | 伝ミタケ堂跡付近のため池 味が沢付近のため池 要害館跡付近のため池 後生の沢付近のため池 | | |
| | 樹林・樹木 | | イグネ | | |
| | 水田 | | (位置未確定) | | |
| | 畑 | | カキツバタ園 | | |
| | 歴史系景観資産 | 史跡 | 伝ミタケ堂跡 遠西遺跡 要害館跡 不動窟 慈恵塚・大師堂 若神子社 | | |
| | | | 埋蔵文化財包蔵地 | 下真坂遺跡 骨寺村荘園遺跡 | |
| | | | | 人為的造成地形 | 石切場跡 慈恵塚に至る道 要害館跡(山城跡) |
| 神社等 | | | 大師堂 若神子社 三吉社 山神社 逆柴山 不動石屋 | | |
| | | | 石造物(石祠・石碑・墓碑等) | | - |
| | | | 伝統的な様式を残す建築物 | - | |
| | | | 景観の良い道 | 山裾の道 | |
| | | | | 眺望の優れた歴史的地点 | 慈恵塚参道付近 |
| 絵図に描かれた情報 | | 文字と絵の情報 | 金峯山・ミタケアト 大師堂・御拜殿 馬坂新道 不動石屋 若神子 経蔵別当御休所 道 檜山川 岩井河・石八井河 | | |
| | | | 文字のみの情報 | 慈恵塚 飯岡 鎰懸 山王田三段 六所神田二段 在家跡 | |
| | | | | 絵のみの情報 | 北側の丘陵地 樹林 道 建造物 水田 |



味が沢



伝ミタケ堂跡



伝統的な様式を残す建築物(要害館跡付近)

参考：本寺地区地域づくり推進協議会ワークショップ（夢語りの会：H 16.8.4 開催）からの提案

要害～下真坂地区についての提案

| | | |
|---|---|--|
| <p>伝ミタケ堂跡下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミタケ堂までの参道をつくる ・遺跡の案内板が欲しい ・景観に配慮した東屋をつくる ・散策路の整備 <p>要害館跡下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板を設置すべき ・そのままの形で田んぼを残す ・湿田のミズバショウを植える | <p>不動窟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板の設置 ・古竹の撤去 ・参道の整備 ・山全体を「獅子頭」として解説 <p>若神子社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道からの入口に案内板を設置 ・参道の修景改修 ・解説板の設置史跡内 ・建物の改修（建物を古風にする） ・周辺の整備（廃材利用のオブジェづくり） | <p>慈恵塚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の整備 ・石段の組み直し ・石碑の案内板の設置 ・珠垣の復元 ・展望台の設置 <p>本寺川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚/ホタルが住める生態系豊かな川にする ・子供の遊べる川にする（川へ降りる場所、水車、東屋の設置） ・護岸や欄干をきれいに、又は自然にする ・川までの道や田を整備する |
|---|---|--|

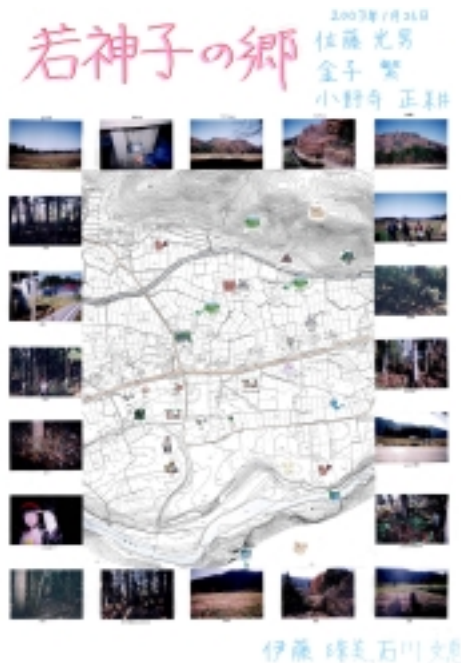
不特定な場所についての提案

| | | |
|--|--|--|
| <p>* 自然・文化・景観 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いのカキツバタ園をホテルの里に ・昔から伝わる踊りを守っていく ・湿田を活用したハス畑 ・ヤマユリを植えて山ユリの里「骨寺」として名産にする ・つづじで招く骨寺の初夏 ・景観そのもので勝負、あまり手を加えない ・本寺地区の昔の民話を人に伝える <p>* 整備 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで登山道・参道を整備しよう運動 ・場所のいわれを書いた案内板 ・遺跡を結ぶ散策路の整備活用 ・遺跡の案内板を設置し遊歩道を整備 ・遺跡までの道路（国道）標識を整備 ・ホテルが育つ水辺づくり ・所々にベンチ、木陰をつくる ・大きい航空写真の設置 ・荘園景観を保存した基盤整備 <p>* 施設 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園（屋敷・旧家）レストランをつくる ・所々に東屋や展望台を設ける ・骨寺村荘園保全活動のNPOをつくる ・骨寺村を一望できる場所に茶店をつくる ・産地直売の店をつくる ・住民がくつろいだり、語ったりできる施設をつくる ・水車をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・本寺村荘園保存センターをつくる <p>* PR・サービス *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信 ・骨寺のキャラクターづくり ・ガイドブック等をつくる（散策マップ/パンフ/ポスター） ・骨寺の歴史の本づくり ・骨寺荘園の絵図のPR ・骨寺遺跡めぐりのガイドをつける <p>・物産品のPR活動</p> <p>・道の駅を利用して骨寺村アピールする</p> <p>* 特産品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園米を使ったどぶろくづくり ・水車を利用した昔ながらのそばづくり ・豆を植えて自家製味噌づくり・販売 ・ミョウガの葉焼きで本寺焼き ・梅の木を植えて梅干を作って売る ・すみ大根、すみもちづくり ・荘園ブランド米の販売 ・山菜、きのこの販売 ・ブルーベリーを骨寺の特産品にする ・昔のお菓子復活 <p>* グッズ *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺のロゴをつくる ・ロゴやマスコットを利用した記念品、おみやげ ・四季の風景を取り込んだ骨寺カレンダー ・地元年寄り達の趣味を集めて産物をつくる ・ロゴ/マスコットを使った記念品やお土産 | <ul style="list-style-type: none"> ・眺めが良い場所を写真にとり葉書にする ・絵図が描かれたタオル ・神社のお守りを作って売る ・休耕田にアヤメを植えて売る ・薬草を作って売る ・利用されていない温泉を利用する <p>* 体験・交流 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムの推進（昔ながらの農作業体験、どぶろくを酌み交わしながらの神楽体験、川や山での自然を生かした野外活動体験：昔の遊び、子供の山村留学等） ・平泉から骨寺の体験型宿泊ツアープログラムの商品化（世界遺産体験ツアー） ・景観に配慮したオーナー制度 ・骨寺荘園住民を募集（住民税支払い特産物を送る） ・世界遺産地域や大分県豊後地区との交流 ・バッテリー、水車で白米づくり体験 <p>* イベント *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺を巡るオリエンテーリング ・骨寺をを見つけるイベント ・田植え大会 ・秋に収穫祭と月見 ・魚のつかみどり大会 ・磐井川の滝めぐり ・ゲートボール等のスポーツ大会 ・竹の5種競技 ・気球で上空から景観を楽しむ ・骨寺農市民市を開く |
|--|--|--|

参考：地域住民等が現地踏査によって作成した「お宝マップ」(H14.年度開催)
(要害～下真坂地区付近)

D班：若神子の郷

- | | |
|---------|------------|
| ・須川岳 | ・古道 |
| ・お岩山 | ・佐々木さんの古い墓 |
| ・ナカマサカ山 | ・シモカジヤの古い墓 |
| ・須川が源 | ・湿田 |
| ・からすうり | ・カキツバタ園 |
| ・若神子社 | ・フルヤシキ |
| ・不動窟 | ・標柱 |
| ・古塚 | ・おっ！ |
| ・荒神様 | ・これなあに？ |



E班：ようがい 遺跡歴史神社の道

- | | |
|------------------|------------------|
| ・栗駒山 | ・山神社・鳥居 |
| ・本寺川 | ・山神社・本殿 |
| ・要害館及び金鶏山 | ・遺跡発掘現場 |
| ・鳥居(駒形根神社) | ・馬歴史 |
| ・馬頭観音(駒形根神社) | ・ブルーベリー畑 |
| ・鐘楼堂(駒形根神社) | ・堤(ため池) |
| ・供養塔(湯殿山)(駒形根神社) | ・稲刈り跡の風景 |
| ・奥の院(駒形根神社) | ・レンコンを採っているおばちゃん |
| ・本殿(駒形根神社) | |



F班：麓しの郷

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・下真坂から望む須川岳 | ・不動岩窟下の墓地 |
| ・逆柴山 | ・イワズタの氏神様(お明神様) |
| ・天然の石垣とけやき | ・不動岩窟下の中道 |
| ・不動岩窟の石割竹 | ・ポンプと昔の石臼 |
| ・はねつきの実 | ・マサカの蔵 |
| ・ナベ滝 | ・マサカの長屋門 |
| ・同間の滝 | ・昔ながらの水路 |
| ・カッパ岩 | ・イワズタの家の秋 |
| ・イワズタ由来の岩 | ・カキツバタ園 |
| ・慈恵大師堂拝殿の中 | ・老人保養施設 |
| ・慈恵大師堂拝殿 | ・旧別荘の温泉 |
| ・不動岩窟の中 | |



駒形～沖要害地区・要害～下真坂地区の景観形成基準

(38頁・39頁、コアゾーンの景観形成基準を再掲)

| 項目 | | 内容 |
|-----------|----|---|
| 共通事項 | 指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園絵図から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。 |
| | 基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資産を保護する。 |
| 建造物および屋敷地 | 指針 | <p>建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する場合は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ・建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 <p>緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 ・イグネがないときは、植栽して形成する。 |
| | 基準 | <p>建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的な様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、 庇は45cm以上とする。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 <p>屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：(イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと) |
| 工作物 | 指針 | <p>鉄塔等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。 周辺と調和する色彩とする。 <p>各種工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 <p>屋外照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源は明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 <p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内は除く)。 |
| | 基準 | <p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 ・工作物や施設は前面道路より5m以上後退する(ただし、擁壁、さく、塀はこの限りでない)。 ・色彩は低彩度色を基調とする。 |

| 項目 | 内 容 | |
|--|-----|--|
| 土地の 形質の 変更 (開発 行為・ 土石の 採取等 を含む) | 指針 | 土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。 土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。 |
| | 基準 | 農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 道路等から見て目立つ場所では行わない。 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 新たなのり面、擁壁、土地の造成 ・新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 |
| 木竹の 伐採等 | 指針 | 木竹、景観木等の保全 ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等は抑制する。 やむを得ない場合は植栽を十分に行う。 |
| | 基準 | イグネの保全 ・イグネは伐採しない(ただし、通常の管理行為等は除く)。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。 |
| 屋外に おける 物の堆 積 | 指針 | 農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 |
| | 基準 | 長年にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない(ただし、農業目的のものはその限りでない)。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。 |

若井原～中川地区（9/10区） コアゾーン+バッファゾーン



若井原：郵便局等の生活拠点が集まっている地域



若井原：国道から奥まった場所に位置する集落（下り松付近）

- ・この地区は、本寺地区の西部に位置し、コアゾーンである史跡山王窟とその周辺のバッファゾーンからなる地域である。
- ・本地区のうち大部分のエリアは丘陵部であり、荘園絵図が描かれた中世に駒形根神社付近から丘陵部を通して聖所である山王窟に至る参拝の道があったと想像されている。山王窟周辺の地域は景観構造からすると本寺地区の奥を形成する場所だと考えられる。
- ・本地区にある若井原エリアには、郵便局、商店、保育園等の生活に必要な施設が集まっている。現在でも本寺地区の生活の拠点的な機能を有しており、その性格は今後も基本的に継承すると考えられる。
- ・バッファゾーンは、コアゾーンにおける保全を支える地域であり、本寺地区

若井原～中川地区の範囲



では農村景観を主とするコアゾーンにおいて立地を抑制される商業施設等の非農村型施設を吸収する役割がある。そのため若井原エリアには、伝統的農村景観になじまない規模の大きな施設等を誘導立地させるとともに、観光客の利便施設の立地も誘導する。

若井原～中川地区における景観資産の登録候補

| 分類 | | 名称 |
|-----------------------------|----------------|--------------|
| 自然系景観資産 | 河川 | 本寺川 |
| | | 磐井川 |
| | 沢筋 | 若井原斜面地の沢 |
| | | 下り松付近斜面地の沢 |
| | 水路 | 下り松用水 |
| | ため池 | 若井原斜面地のため池 |
| | | 下り松付近斜面地のため池 |
| | 樹林・樹木 | 下り松付近のアカマツ |
| | | イグネ |
| | 水田 | (位置未確定) |
| 畑 | (位置未確定) | |
| 歴史系景観資産 | 史跡 | 山王窟 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 | 平泉野遺跡 |
| | 神社等 | 山王岩屋 |
| | 石造物(石祠・石碑・墓碑等) | - |
| | 伝統的な様式を残す建築物 | 下り松付近の伝統的農家 |
| 景観資産の その他の 景観の 良い道 | 景観の良い道 | 下り松付近の道 |
| | 眺望の優れた歴史的地点 | 山王窟山頂 |
| 絵 図に 描か れた 情報 | 文字と絵の情報 | 岩井河・石八井河 |
| | | 山王石屋・山王 |
| | 絵のみの情報 | 西側の丘陵地 |



山王窟



伝統的な様式を残す建築物(下り松付近)



山王窟山頂から栗駒山の眺望

参考：本寺地区地域づくり推進協議会ワークショップ（夢語りの会：H 16.8.4 開催）からの提案

若井原～中川地区についての提案

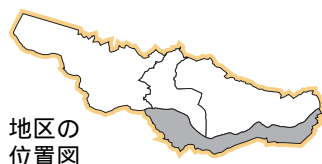
| | | |
|---|---|---|
| <p>山王窟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頂上から絶景だが、松が枯れている ・本堂が荒れている ・山道の整備（定期的な刈り払い） ・山道/本堂のごみ | <p>本寺川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚/ホタルが住める生態系豊かな川にする ・子供の遊べる川にする（川へ降りる場所、水車、東屋の設置） ・護岸や欄干をきれいに、又は自然にする ・川までの道や田を整備する | <p>ワークショップの対象はコアゾーンを中心とした範囲であるため、バッファゾーンについての提案は少ない</p> |
| <p>平泉野台地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平泉野台地を野原にする | | |

不特定な場所についての提案

| | | |
|--|--|--|
| <p>* 自然・文化・景観 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いのカキツバタ園をホタルの里に ・昔から伝わる踊りを守っていく ・湿田を活用したハス畑 ・ヤマユリを植えて山ユリの里「骨寺」として名産にする ・つづじで招く骨寺の初夏 ・景観そのもので勝負、あまり手を加えない ・本寺地区の昔の民話を人に伝える <p>* 整備 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで登山道・参道を整備しよう運動 ・場所のいわれを書いた案内板 ・遺跡を結ぶ散策路の整備活用 ・遺跡の案内板を設置し遊歩道を整備 ・遺跡までの道路（国道）標識を整備 ・ホタルが育つ水辺づくり ・所々にベンチ、木陰をつくる ・大きい航空写真の設置 ・荘園景観を保存した基盤整備 <p>* 施設 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園（屋敷・旧家）レストランをつくる ・所々に東屋や展望台を設ける ・骨寺村荘園保全活動のNPOをつくる ・骨寺村を一望できる場所に茶店をつくる ・産地直売の店をつくる ・住民がくつろいだり、語ったりできる施設をつくる ・水車をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・本寺村荘園保存センターをつくる <p>* PR・サービス *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信 ・骨寺のキャラクターづくり ・ガイドブック等をつくる（散策マップ/パンフ/ポスター） ・骨寺の歴史の本づくり ・骨寺荘園の絵図のPR ・骨寺遺跡めぐりのガイドをつける <ul style="list-style-type: none"> ・物産品のPR活動 ・道の駅を利用して骨寺村アピールする <p>* 特産品 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園米を使ったどぶろくづくり ・水車を利用した昔ながらのそばづくり ・豆を植えて自家製味噌づくり・販売 ・ミョウガの葉焼きで本寺焼き ・梅の木を植えて梅干を作って売る ・すみ大根、すみもちづくり ・荘園ブランド米の販売 ・山菜、きのこの販売 ・プルベリーを骨寺の特産品にする ・昔のお菓子復活 <p>* グッズ *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺のロゴをつくる ・ロゴやマスコットを利用した記念品、おみやげ ・四季の風景を取り込んだ骨寺カレンダー ・地元年寄り達の趣味を集めて産物をつくる ・ロゴ/マスコットを使った記念品やお土産 | <ul style="list-style-type: none"> ・眺めが良い場所を写真にとり葉書にする ・絵図が描かれたタオル ・神社のお守りを作って売る ・休耕田にアヤメを植えて売る ・薬草を作って売る ・利用されていない温泉を利用する <p>* 体験・交流 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムの推進（昔ながらの農作業体験、どぶろくを酌み交わしながらの神楽体験、川や山での自然を生かした野外活動体験：昔の遊び、子供の山村留学等） ・平泉から骨寺の体験型宿泊ツアープログラムの商品化（世界遺産体験ツアー） ・景観に配慮したオーナー制度 ・骨寺荘園住民を募集（住民税支払い特産物を送る） ・世界遺産地域や大分県豊後地区との交流 ・バッテリー、水車で白米づくり体験 <p>* イベント *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺を巡るオリエンテーリング ・骨寺を見つけたイベント ・田植え大会 ・秋に収穫祭と月見 ・魚のつかみどり大会 ・磐井川の滝めぐり ・ゲートボール等のスポーツ大会 ・竹の5種競技 ・気球で上空から景観を楽しむ ・骨寺農民市を開く |
|--|--|--|

四度花山～上谷地（6/14区）

バッファゾーン



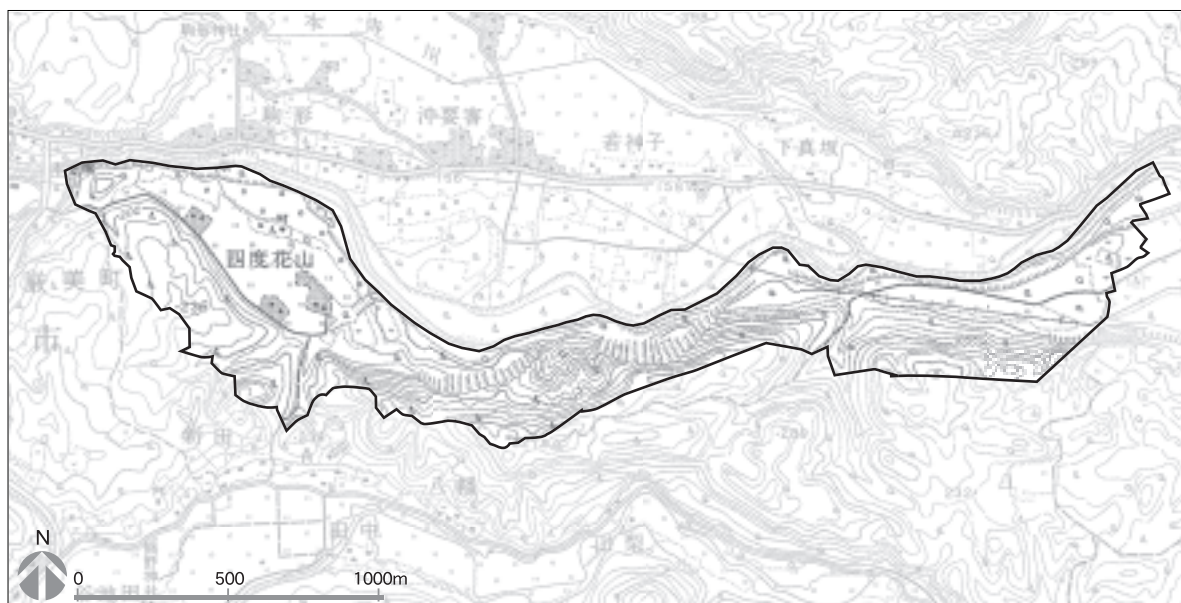
四度花山：伝統的な農家が点在するまとまりの良い集落景観



上谷地：丘陵地と磐井川の間にある耕作地の景観

- ・四度花山、八幡、長谷地および上谷地からなるこの地区は、磐井川の右岸の河岸段丘に位置し、荘園絵図の南側丘陵と磐井川の間にある地域である。荘園絵図には丘陵と磐井川の一部は描かれているこの地域そのものは記入されていない。
- ・四度花山は伝統的な農家が点在するまとまりの良い景観を呈している。その他の地域は丘陵である。
- ・この地区は、コアゾーンからみて目立つ場所ではないが、コアゾーンの景観を支える地域であるとする、この地域に高い建築物や工作物が建設されるとコアゾーンの景観に影響が大きいことが予測されることから、建造物等の規模を抑制し、自然的な景観を保全することが必要である。

四度花山～上谷地地区の範囲



四度花山～上谷地地区における景観資産の登録候補

| 分類 | | 名称 |
|--------------|--------------|---------|
| 自然系 景観資産 | 水路 | (位置未確定) |
| | ため池 | 四度花のため池 |
| | 樹林・樹木 | イグネ |
| | 水田 | (位置未確定) |
| | 畑 | (位置未確定) |
| 歴史系 景観資産 | 神社等 | 四度花山の祠 |
| | 伝統的な様式を残す建築物 | (位置未確定) |
| その他の 景観資産 | 景観の良い道 | 四度花山内の道 |
| 絵図に描かれた情報 | 絵のみの情報 | 南側の丘陵地 |



四度花山の祠



四度花山内の景観の良い道

参考：本寺地区地域づくり推進協議会ワークショップ（夢語りの会：H 16.8.4開催）からの提案

不特定な場所についての提案

| | | |
|--|---|--|
| <p>* 自然・文化・景観 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道沿いのカキツバタ園をホテルの里に ・昔から伝わる踊りを守っていく ・湿地を活用したハス畑 ・ヤマユリを植えて山ユリの里「骨寺」として名産にする ・つづじで招く骨寺の初夏 ・景観そのもので勝負、あまり手を加えない ・本寺地区の昔の民話を人に伝える <p>* 整備 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで登山道・参道を整備しよう運動 ・場所のいわれを書いた案内板 ・遺跡を結ぶ散策路の整備活用 ・遺跡の案内板を設置し遊歩道を整備 ・遺跡までの道路（国道）標識を整備 ・ホテルが育つ水辺づくり ・所々にベンチ、木陰をつくる ・大きい航空写真の設置 ・荘園景観を保存した基盤整備 <p>* 施設 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園（屋敷・旧家）レストランをつくる ・所々に東屋や展望台を設ける ・骨寺村荘園保全活動のNPOをつくる ・骨寺村を一望できる場所に茶店をつくる ・産地直売の店をつくる ・住民がくつろいだり、語ったりできる施設をつくる ・水車をつくる | <ul style="list-style-type: none"> ・本寺村荘園保存センターをつくる <p>* P R ・ サービス *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの発信 ・骨寺のキャラクターづくり ・ガイドブック等をつくる（散策マップ/パンフ/ポスター） ・骨寺の歴史の本づくり ・骨寺荘園の絵図のP R ・骨寺遺跡めぐりのガイドをつける <ul style="list-style-type: none"> ・物産品のP R活動 ・道の駅を利用して骨寺村アピールする <p>* 特産品 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園米を使ったどぶろくづくり ・水車を利用した昔ながらのそばづくり ・豆を植えて自家製味噌づくり・販売 ・ミョウガの葉焼きで本寺焼き ・梅の木を植えて梅干を作って売る ・すみ大根、すみもちづくり ・荘園ブランド米の販売 ・山菜、きのこの販売 ・ブルベリーを骨寺の特産品にする ・昔のお菓子復活 <p>* グッズ *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺のロゴをつくる ・ロゴやマスコットを利用した記念品、おみやげ ・四季の風景を取り込んだ骨寺カレンダー ・地元年寄り達の趣味を集めて産物をつくる ・ロゴ/マスコットを使った記念品やお土産 | <ul style="list-style-type: none"> ・眺めが良い場所を写真にとり葉書にする ・絵図が描かれたタオル ・神社のお守りを作って売る ・休耕田にアヤメを植えて売る ・薬草を作って売る ・利用されていない温泉を利用する <p>* 体験・交流 *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムの推進（昔ながらの農作業体験、どぶろくを酌み交わしながらの神楽体験、川や山での自然を生かした野外活動体験：昔の遊び、子供の山村留学等） ・平泉から骨寺の体験型宿泊ツアープログラムの商品化（世界遺産体験ツアー） ・景観に配慮したオーナー制度 ・骨寺荘園住民を募集（住民税支払い特産物を送る） ・世界遺産地域や大分県豊後地区との交流 ・バッテリー、水車で白米づくり体験 <p>* イベント *</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺を巡るオリエンテーリング ・骨寺を見つけるイベント ・田植え大会 ・秋に収穫祭と月見 ・魚のつかみどり大会 ・磐井川の滝めぐり ・ゲートボール等のスポーツ大会 ・竹の5種競技 ・気球で上空から景観を楽しむ ・骨寺農民市を開く |
|--|---|--|

若井原～中川地区・四度花山～上谷地地区の景観形成基準

史跡山王窟の範囲を除く

(38頁・39頁、バッファゾーンの景観形成基準を再掲)

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 共通事項 | 指針 <ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園絵図から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。 |
| | 基準 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資産を保護する。 |
| 建造物および屋敷地 | 指針 <p>建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する場合は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は道路より見えないようにする。 <p>屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ・建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 <p>緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 |
| | 基準 <p>建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：新築では和風木造を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩または自然色あるいは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。 ・外壁：板壁調および塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 <p>屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀または生け垣を基本とする。 ・イグネ：(イグネについては下記「木竹の伐採等」を参照のこと) |
| 工作物 | 指針 <p>鉄塔等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。 ・周辺と調和する色彩とする。 <p>各種工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 ・屋外照明等 ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等は内蔵光源は明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 <p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内および店舗に付属するものは除く)。 |
| | 基準 <p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 ・工作物や施設は前面道路より5m以上後退する(ただし、擁壁、さく、塀はこの限りでない)。 ・色彩は低彩度色を基調とする。 |

| 項目 | 内 容 | |
|--------------------------|-----|---|
| 土地の形質の変更（開発行為・土石の採取等を含む） | 指針 | <p>土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。 ・鉱物の掘採または土石の採取 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。 |
| | 基準 | <p>農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> 道路等から見て目立つ場所では行わない。 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 新たなのり面、擁壁、土地の造成 ・新たなのり面、擁壁の築造は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。 |
| 木竹の伐採等 | 指針 | <p>木竹、景観木等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 ・森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 ・駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。 |
| | 基準 | <p>イグネの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネは伐採しない（ただし、通常の管理行為等は除く）。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。 |
| 屋外における物の堆積 | 指針 | <p>農業目的以外の物の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける（ただし、農業目的のものはその限りでない）。 |
| | 基準 | <p>長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない（ただし、農業目的のものはその限りでない）。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。 |

① 保全・創出すべき地域の景観の特色

景観農業振興地域整備計画の対象地域には、中世の荘園形態を今に伝える骨寺村荘園遺跡がある。この荘園遺跡については、当時の様子を描いた絵図が(「陸奥国骨寺村絵図」重要文化財 中尊寺所蔵)残っている。水田を中心とした営農の継続により、現在もその絵図に描かれた中世の農村景観の基本的な構造が保たれた農村集落であり、高い評価を得ている文化遺産である。

また対象地域は、磐井川や周辺の丘陵地など自然環境が良好に保たれた地域である。水田農業や林業を基盤とし、周辺の丘陵に囲まれた落ち着いた農村景観を呈しており、我が国の伝統的農村の景観をよく継承している。

このように荘園絵図の世界と落ち着いた伝統的農村景観が共に継承されていることが、対象地域の景観的特徴となっている。

この特徴から、平泉の世界遺産登録の対象候補の地域であり、同時に文化財保護法による重要文化的景観の選定対象候補にもなっている。

② 地域の範囲

対象地域は、一関市本寺地区にあり、市街地中心部から西方約19kmに位置している。磐井川沿いの谷沿いに発展する農地・山林であり、東西に約7km、南北に約2km(共に図上の概略計測)の細長い地域である。

対象地域の範囲は、図に示したとおり、景観計画区域内にある農業振興地域の範囲とする。

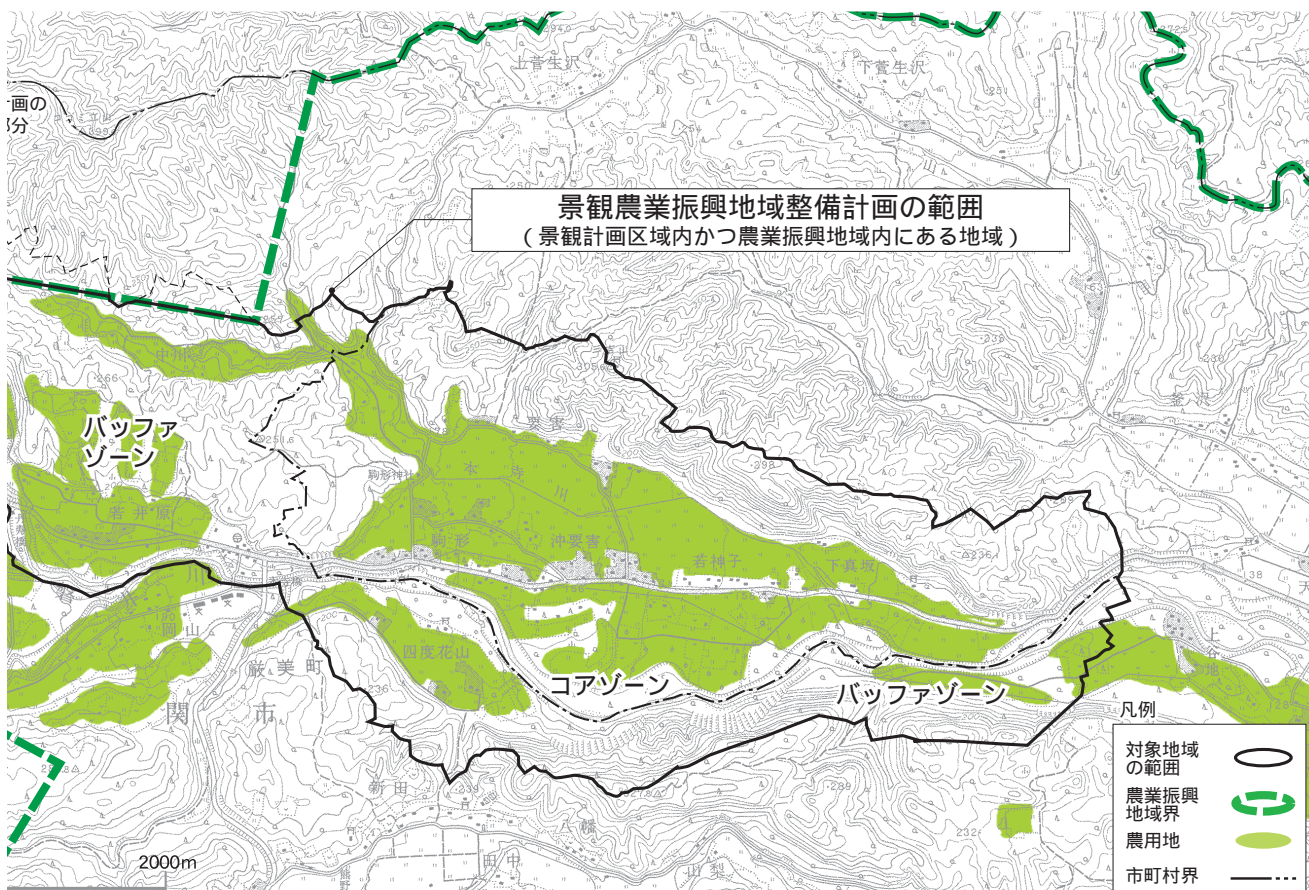
現在、対象地域の中央部においては景観保全農地整備に向けた取組が進められている。なお、対象地域は世界遺産登録のコアゾーンとバッファゾーンを併せた範囲にあり、このうちコアゾーンの範囲は文化財保護法による重要文化的景観の指定が予定されている。



③ 景観を保全・創出するための方針等

対象地域の景観農業振興地域整備計画の策定にあたっては、地域の景観の特色である荘園絵図の世界と落ち着いた伝統的農村景観を保全する必要から、「荘園絵図の姿を今に伝える文化的景観を守り、農業を活性化するとともに、現在の伝統的農村景観の美しさを次世代に伝える」ことを基本の方針とする。

また、当地域は水田農業を中心とした営農の継続により、伝統的な農村景観が継承されてきたものであり、土地の農業上の利用や農用地・農業用施設の整備についても景観との調和に配慮し、地域住民の意向を踏まえた総合的な景観保全型農業の振興を図る。



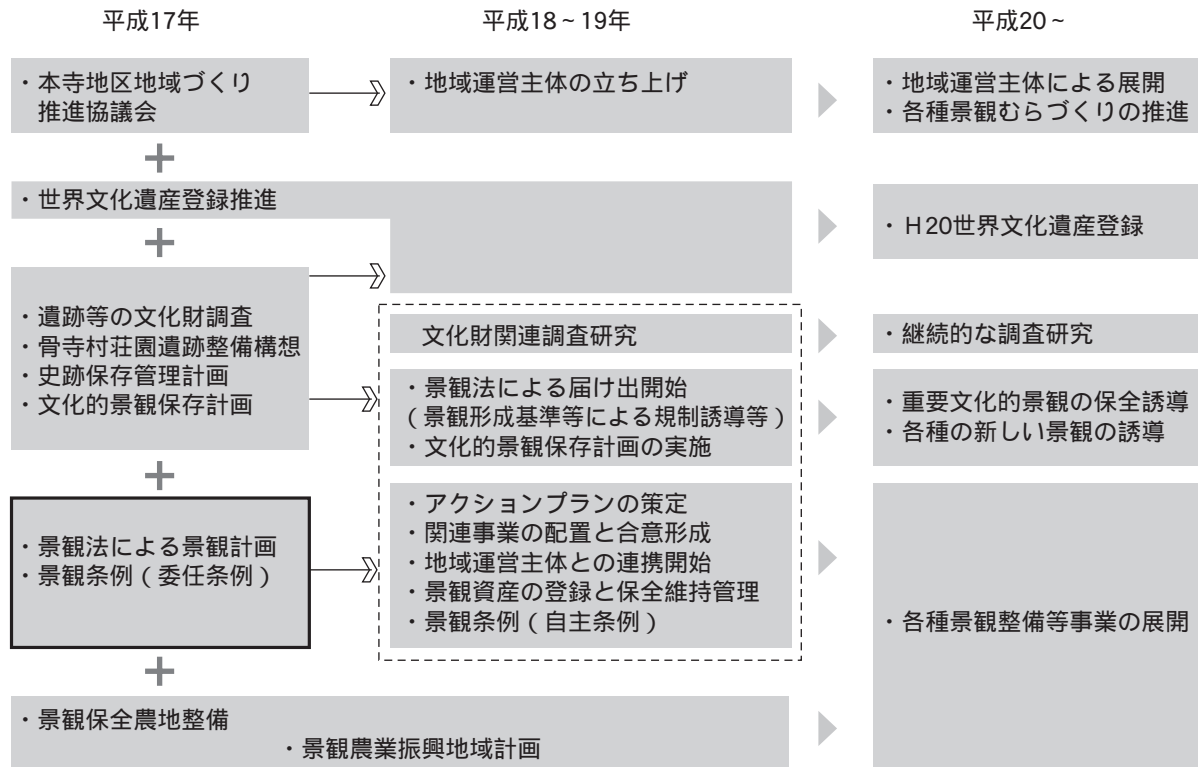
7章 景観形成の推進方策

景観むらづくりの体系と構成事業（案）

| 体系 | | 構成事業（案） |
|-------------------------|------------------------------------|---|
| 1 景観むらづくりの 仕組みの確立 | 1：景観審議会 | ・景観形成に関する審議会 |
| | 2：景観むらづくり委員会 | ・地域主体での地域運営の仕組み |
| | 3：専門家参加の仕組み | ・景観アドバイザー制度の発足 ・大学、研究機関等との連携 |
| | 4：広域での調整の仕組み | ・世界遺産地域関連協議会（一関市、平泉町、前沢町、衣川村、岩手県） |
| | 5：景観協議会 | ・景観法に準拠した景観形成推進の協議会 |
| | 6：地域活動の推進と支援の仕組み | ・基金等の設置 ・個人、団体、事業者等の参画と景観形成活動の支援 ・NPO等との連携、地域サポーターの育成や連携 ・景観形成の支援（伝統的建築物改修、緑化、維持管理等） |
| 2 景観形成基本方針 | 1：景観形成基本方針 | ・景観形成に関する規制誘導と景観整備およびむらづくり活動の推進（総合的な取り組みの展開推進） ・文化的景観保存計画、景観農業振興地域計画等との連携 ・アクションプランで事業調整と事業配置、実現方策の策定推進 |
| | 2：景観資産の保護 | ・景観資産の登録制度の立ち上げ ・景観資源の保護 |
| | 3：景観形成基準（指針と基準） | ・景観形成基準と景観協議の推進 ・景観形成ハンドブック等の作成配布 |
| | 4：農業土地利用の継承 | ・農地転用の抑制 |
| | 5：その他の規制 | ・交通規制と駐車規制 ・屋外広告物規制 |
| 3 各種整備と連携した景観修景整備 | 1：中世絵図と対応する景観資産の継承と修景整備 | ・景観資産の修景整備と案内板等の設置 |
| | | ・景観資産周辺の修景整備、案内板の設置 |
| | | ・景観資産の調査研究 |
| | 2：伝統的農村景観の景観資産の継承と修景整備 | ・景観資産の修景整備と案内板等の設置 |
| | | ・景観資産の調査研究 |
| | | ・景観資産周辺の修景整備、案内板の設置 |
| | | ・景観保全農地整備 |
| | | ・本寺川等の修景整備 |
| | | ・本寺川の橋の修景 ・水辺の修景整備 |
| | 3：景観資産や本寺の全体的な情報提供 | ・景観障害要因の修景 |
| | | ・架空電線の移設・地中化整備 |
| | | ・インターネットによる情報提供 ・携帯電話によるインフォメーションシステム ・関連資料、イベント、研修・体験等の提供 |
| | 4：散策見学者のための一休みスポット整備 | ・散策見学ルートの設定 |
| | | ・要所要所に一休みスポット整備（バス停、眺望点、小規模駐車場等） |
| | | ・サインシステムの整備 |
| 5：観光利便機能の整備 | ・休憩機能（休憩、トイレ等）整備 | |
| | ・研修/資料提供機能整備 | |
| | ・貸自転車等機能整備 | |
| | ・駐車場整備 | |
| | ・国道沿いに停車場所整備 | |
| | ・国道沿いに歩行帯整備 ・鎰懸と山王岩屋下にゲートのサイン整備 | |

| 着手時期・方法等 | | | 備考 | 主体 | | | | |
|----------|---|----------|---|----|----|-----|-----|-----|
| すぐ着手 | 短期着手 | 長期着手 | | 市 | 地域 | 専門家 | 県・国 | その他 |
| | 自主条例等で位置づけ | | | | | | | |
| 取り組み開始 | 自主条例等で位置づけ | | | | | | | |
| 取り組み開始 | 自主条例等で位置づけ | | (別途、専門家組織の検討) | | | | | |
| 取り組み開始 | アクションプランで検討 | | (例：建築士会：和風研究・民家再生研究) | | | | | |
| 取り組み開始 | アクションプランで検討 | 必要に応じて設置 | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| 取り組み開始 | | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | 自主条例等で位置づけ | | | | | | | |
| 取り組み開始 | 自主条例等で位置づけ | | (中世絵図に対応するものと農村景観のもの) (開発や改変規制：多くの資源は民有地にある) | | | | | |
| 取り組み開始 | | | | | | | | |
| | ハンドブックの作成 | | | | | | | |
| 取組開始 | | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | (シーズン特定で観光車両の進入禁止等の措置検討) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | 景観資産の抽出整理 アクションプランで検討 アクションプランで検討 | | 景観資産の必要に応じた調査研究 | | | | | |
| 継続的推進 | | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| 継続的推進 | | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 景観農振計画との調整 | | (歴史的用水路等) | | | | | |
| | 景観農振計画との調整 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 景観農振計画との調整 | | (復元的修景、水辺植生や生物復元によるピオトープ) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 景観農振計画との調整 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | (阻害要因の抽出と役割分担 整備が必要なもの) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | (他にカート、車椅子等) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | (各ゾーンに数台づつ：へび玉状) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | (混雑時に安全に歩ける最小限の整備) | | | | | |
| | アクションプランで検討 | | | | | | | |

今後の施策展開と関連事業



資料編

| | | |
|-----|--|----|
| 資料1 | 計画策定の体制と経過 | 70 |
| 資料2 | 「一関市本寺地区景観計画による 届出行為に関する条例」(案)..... | 74 |
| 資料3 | 「景観法」..... | 76 |

資料1 計画策定の体制と経過

1 計画策定の体制

骨寺村荘園景観検討委員会：名簿

| 氏名 | 機関・団体・役職名等 | 備考 |
|--------|---------------------|--------|
| 工藤 雅樹 | 東北歴史博物館 館長 | 学識経験 |
| 広田 純一 | 岩手大学農学部 教授 | 学識経験 |
| 阿部 眞昭 | 岩手県建築士会一関支部 理事 | 建築関連団体 |
| 佐々木 篤 | 岩手南農業協同組合 理事 | 農業団体 |
| 槻山 隆 | 一関地方森林組合 理事 | 林業団体 |
| 佐藤 勲 | 本寺地区地域づくり推進協議会 事務局長 | 地域団体 |
| 黒澤 拓司 | 温泉旅館 社長 | 地域観光関係 |
| 佐藤 吉春 | 巖美6区 区長 | 地域住民 |
| 佐藤 幸藏 | 巖美8区 区長 | 地域住民 |
| 佐藤 元子 | 巖美8区 保健推進委員 | 地域住民 |
| 高橋 繁吉 | 巖美9区 区長 | 地域住民 |
| 佐藤 次子 | 巖美9区 保健推進委員 | 地域住民 |
| 佐藤 武雄 | 巖美10区 区長 | 地域住民 |
| 佐藤 みい子 | 巖美10区 保健推進委員 | 地域住民 |
| 佐藤 幸孝 | 巖美14区 区長 | 地域住民 |

印は委員長、 印は副委員長

検討委員会における指導助言機関：名簿

| 機関・役職名等 | 氏名 | 備考 |
|----------------------|--------|----|
| 岩手県土木整備部都市計画課 主任主査 | 小笠原 光洋 | |
| 岩手県土木整備部都市計画課 主査 | 本木 正直 | |
| 岩手県教育委員会生涯学習文化課 主任主査 | 南 敏幸 | |
| 岩手県教育委員会生涯学習文化課 主査 | 加藤 勝章 | |
| 平泉町建設水道課 課長補佐 | 高橋 和夫 | |
| 平泉町教育委員会世界遺産推進室 室長補佐 | 八重樫 史郎 | |

計画策定の指導助言機関：名簿

| 機関・役職名等 | 氏名 | 備考 |
|-------------------------|--------|----|
| 国土交通省都市・地域整備局都市計画課 課長補佐 | 岸田 里佳子 | |
| 文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官 | 本中 眞 | |

事務局等

| 部課名 | | |
|---------------|---------|-------------|
| 一関市 | 担当課 | 建設部建築住宅課 |
| | 関係課 | 教育委員会文化振興課 |
| | | 教育委員会博物館 |
| | | 農林部農政課 |
| | | 農林部農地林務課 |
| 計画調査 業務委託先 | コンサルタント | (株)かいアソシエイツ |

骨寺村荘園景観検討委員会設置要綱

(設置)

第1 骨寺村荘園遺跡周辺の良い景観の保全と形成の推進に関する事項について意見を聞くため、骨寺村荘園景観検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 骨寺村荘園遺跡周辺の景観計画に関すること。
- (2) 骨寺村荘園遺跡周辺の景観の保全及び形成を図るうえで必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体、地域関係者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 計画策定の主な経過

| 期 日 | 内 容 |
|-------------------|---|
| | 住民説明会等 |
| H5.10 | 「岩手の景観の保全と創造に関する条例」制定 |
| H7 | 「陸奥国骨寺村絵図」が国の文化財に指定 |
| H12.4 | 県景観条例に基づく「平泉周辺景観形成重点地域」（巖美溪地区）の指定 |
| H13.4 | 平泉文化遺産が世界遺産暫定リストに掲載 |
| H14.11 ～ H15.1 | 本寺お宝カード作成会議と作成会、4回開催 |
| H15.6 | 骨寺村荘園遺跡がコアゾーン（核心地域）の候補になる |
| H16.3 ～ H18.2 | 本寺地区地域づくり推進協議会設立（H16.3.21）。～役員会21回開催、地域おこし部会・地域営農部会・土地改良部会のそれぞれの会議及び活動を継続中。地域おこし部会には岩手大学（農学部、広田純一教授と学生）が参加、支援。 |
| H16.5 ～ H17.10 | 本寺地区地域づくり推進協議会会報「骨寺通信」第1号発行（H16.5.19）～号外（H17.10.1）まで15回発行 |
| H16.6～8 | 骨寺村荘園の里「夢語りの会」、4回開催 |
| H16.6.18 | 「景観法」制定 |
| H16.6.22 | 史跡指定説明会（生活改善センター） |
| H16.11 ～ H17.1 | 骨寺村荘園の里「夢づくりの会」、3回開催 |
| H16.12.17 | 「景観法」施行 |
| H17.1.18 | 骨寺村荘園遺跡の世界文化遺産登録に向けての庁内調整会議（一関市役所） |
| H17.3.2 | 骨寺村荘園遺跡の国史跡指定の官報告示（9箇所） |
| H17.3 ～ H18.2 | 本寺地区地域づくり推進協議会地域おこし部会「夢づくり実践チーム」会議（H17.3.3～H18.2月まで合同会議を7回開催）。環境整備チーム・体験交流チーム・広報チーム・商品開発チームのそれぞれの会議及び活動を継続中。岩手大学が参加、支援。 |
| H17.3.9 | 平泉周辺景観形成重点地域における景観行政推進会議（岩手県庁） |
| H17.3.14 | 本寺地区関係事業連絡調整会議（一関合同庁舎） |
| H17.4.28 | 平泉周辺景観形成重点地域市町村景観連絡会（平泉町役場） |
| H17.5.10 | 史跡骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録に向けての庁内調整会議（一関市役所） |
| H17.5.19 | 骨寺村荘園田植え体験実行委員会 |
| H17.5.28 | イベント「骨寺村荘園田植え体験と遺跡めぐり」 |
| H17.6.2 | 骨寺村荘園遺跡の世界文化遺産登録に向けた住民説明会（生活改善センター） |
| H17.6.15 | 平泉周辺景観形成重点地域市町村景観連絡会（平泉町役場） |
| H17.6.27 | 第1回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会（一関市役所） |
| H17.7.11 | 住民説明会（下猪岡集会所） |
| H17.7.21 | 骨寺村荘園ロゴマークを決定 |
| H17.7.25 | 住民説明会（深立目公民館） |
| H17.7.28 | 第1回骨寺村荘園景観検討委員会（一関市役所） |
| H17.8.9 | 世界遺産登録に関する庁内連絡会議（一関市役所） |
| H17.9.7 | 第2回骨寺村荘園遺跡調査整備指導委員会（一関市役所） |
| H17.9.12 | 骨寺村荘園景観計画策定に係る公共施設管理者等打合せ会（一関市役所） |
| H17.9.20 | 市町村合併により新「一関市」発足 |
| H17.9.26 | 住民説明会及び意見交換会（本寺公民館） |
| H17.9.27 | 住民説明会及び意見交換会（生活改善センター） |
| H17.9.30 | 骨寺村ホームページ開設 |
| H17.10.17 | 景観農業振興地域整備計画策定実態調査第1回現地打合せ会（一関市役所） |
| H17.10.21 | 第2回骨寺村荘園景観検討委員会（一関市役所） |
| H17.9～10 | 「中世骨寺村荘園の稲刈り体験と荘園めぐり」実行委員会、3回開催 |
| H17.10.23 | イベント「中世骨寺村荘園の稲刈り体験と荘園めぐり」 |
| H17.10.24 | 平泉周辺景観形成重点地域市町村景観連絡会（平泉町役場） |
| H17.10.27 | 住民説明会及び意見交換会（本寺公民館） |
| H17.10.28 | 住民説明会及び意見交換会（生活改善センター） |
| H17.11.2 | 世界遺産登録推進に向けた会議（一関市役所） |
| H17.11.11 | 第1回世界文化遺産登録推進本部会議（一関市役所） |
| H17.11.11 | 平泉周辺景観形成重点地域市町村景観連絡会（平泉町役場） |
| H17.11.17 | 第1回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議（一関市役所） |

| 期 日 | 内 容 |
|-----------|--|
| | 住民説明会等 |
| H17.11.24 | 第3回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会（一関市博物館） |
| H17.11.28 | 住民説明会及び意見交換会（本寺公民館） |
| H17.11.29 | 住民説明会及び意見交換会（生活改善センター） |
| H17.12.1 | 第3回骨寺村莊園景観検討委員会（一関市役所） |
| H17.12.1 | 市議会議員全員協議会（世界遺産登録関係）（一関市役所） |
| H17.12.19 | 住民説明会及び意見交換会（本寺公民館） |
| H17.12.20 | 住民説明会及び意見交換会（生活改善センター） |
| H17.12.21 | 住民説明会及び意見交換会（駒形集会所） |
| H17.12.26 | 一関市が景観行政団体となる |
| H17.12.27 | 第2回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議（一関市役所） |
| H18.1.13 | 第3回世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム会議（一関市役所） |
| H18.1.16 | 第2回世界文化遺産登録推進本部会議（一関市役所） |
| H18.1.16 | 住民説明会及び意見交換会（生活改善センター） |
| H18.1.25 | 第4回骨寺村莊園遺跡調査整備指導委員会（一関市役所） |
| H18.1.30 | 景観農業振興地域整備計画策定に係るアンケート調査実施の説明会（生活改善センター） |
| H18.2.1 | 第4回骨寺村莊園景観検討委員会（一関市役所）。景観計画案及び条例案了承。 |
| H18.2.3 | 景観農業振興地域整備計画策定実態調査第2回現地打合せ会（一関市役所） |
| H18.2.13 | 骨寺村莊園景観計画策定に係る公共施設管理者等打合せ会（一関市役所） |
| H18.2.16 | 市議会議員全員協議会（景観条例関係）（一関市役所） |
| H18.2.28 | 景観計画の決定 |
| H18.3.1 | 景観フォーラム「平泉文化とまちづくり」（一関文化センター） |
| H18.3.24 | 景観計画の告示及び景観条例の公布（予定） |
| H18.4.1 | 景観計画及び景観条例の施行（予定） |

上記のほか、文化庁及び国土交通省との協議並びに本寺地区地域づくり推進協議会等との意見交換を随時実施

印は景観計画策定のための検討委員会

資料2 「一関市本寺地区景観計画による届出行為に関する条例」(案)

一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)に基づき、本寺地区景観計画に関し必要な届出行為等を定めるものとする。

(届出を要する行為)

第2条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為は、別表第1(1)欄に掲げる区分に応じ、同表(2)欄に掲げる規模を超える行為とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。

農地・河川での土石の採取、鉱物の掘採

林業を営むための木竹の伐採

農林漁業を営むための屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

(行為の届出)

第3条 前条第1項に掲げる行為をしようとする者は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状態を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状態を示す写真

計画図又は施行方法を明らかにする図面

その他、市長が必要と認める図書

(届出の適用除外行為)

第4条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しないその他の行為は、別表第2(1)欄に掲げる区分に応じ、同表(2)欄に掲げる規模を超えない行為とする。

(特定届出対象行為)

第5条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次に掲げるとおりとする。

法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等

法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| （1）区分 | （2）規模 |
|--|--|
| 土石の採取又は鉱物の掘採 | 採取又は掘採に係る部分の面積が 300 平方メートル又は当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが 1.5 メートル |
| 土地の形質の変更 | 変更に係る部分の面積が 300 平方メートル又は当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが 1.5 メートル |
| 木竹の伐採 | 高さが 5 メートルかつ伐採面積が 300 平方メートル |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が 90 日を越えるものに限る。） | 堆積の用に供される土地の面積が 50 平方メートル又は高さ 1.5 メートル |

別表第2（第4条関係）

| （1）区分 | （2）規模 | |
|--|--|----------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築又は移転 | 建築面積が 10 平方メートル | |
| 建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 道路に面した外観の変更で当該変更に係る面積の合計が 10 平方メートル | |
| 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更 | 煙突、柱、高架水槽その他これらに類するもの | 高さ 5 メートル |
| | 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑その他これらに類するもの | 高さ 5 メートルかつ築造面積が 10 平方メートル |
| | 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの | 高さ 1.5 メートル |
| | 電線路その他これらに類するもの | 高さ 10 メートル |
| | 自動販売機又はその附帯施設 | 高さ 1 メートル |

資料3 「景観法」

公 布：平成16年6月18日法律第110号
最終改正：平成17年10月21日法律第102号
施 行：平成17年12月22日

- 第一章 総則（第一条 - 第七条）
- 第二章 景観計画及びこれに基づく措置
 - 第一節 景観計画の策定等（第八条 - 第十五条）
 - 第二節 行為の規制等（第十六条 - 第十八条）
 - 第三節 景観重要建造物等
 - 第一款 景観重要建造物の指定等（第十九条 - 第二十七条）
 - 第二款 景観重要樹木の指定等（第二十八条 - 第三十五条）
 - 第三款 管理協定（第三十六条 - 第四十二条）
 - 第四款 雑則（第四十三条 - 第四十六条）
 - 第四節 景観重要公共施設の整備等（第四十七条 - 第五十四条）
 - 第五節 景観農業振興地域整備計画等（第五十五条 - 第五十九条）
 - 第六節 自然公園法の特例（第六十条）
- 第三章 景観地区等
 - 第一節 景観地区
 - 第一款 景観地区に関する都市計画（第六十一条）
 - 第二款 建築物の形態意匠の制限（第六十二条 - 第七十一条）
 - 第三款 工作物等の制限（第七十二条 - 第七十三条）
 - 第二節 準景観地区（第七十四条・第七十五条）
 - 第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限（第七十六条）
 - 第四節 雑則（第七十七条 - 第八十条）
- 第四章 景観協定（第八十一条 - 第九十一条）
- 第五章 景観整備機構（第九十二条 - 第九十六条）
- 第六章 雑則（第九十七条 - 第九十九条）
- 第七章 罰則（第百条 - 第百七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その

区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念のっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念のっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（定義等）

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
- イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十二年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十二年法律第一〇号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に必要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (5) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (6) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- 二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
- 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
- イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
- ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければ

ならない。

- 8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。
- （策定の手続）
- 第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めるときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。
- （特定公共施設の管理者による要請）
- 第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。
- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 景観行政団体は、前二項の要請があつた場合には、これを尊重しなければならない。
- （住民等による提案）
- 第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用の

ために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に對し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に對し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案(以下「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限り。)を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に對し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国立公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がとれた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを要することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にななければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号八(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第十五条の第二項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国立公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計

画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。))特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。))防災街区整備地区整備計画(同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。))沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和三十五年法律第三十四号)第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和三十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。))について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならぬ。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。))で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。)は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その

他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

- 第二十三条 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

- 第二十四条 景観行政団体は、第二十二條第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律(法律に基づく命令及び条例を含む。)で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの(当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

- 第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。
- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第二十六条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

- 第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

- 第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令(都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

- 第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

- 第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者(当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。
- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

- 第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

- 第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合につい

て準用する。この場合において、第二十三条第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる景観重要建造物(以下「協定建造物」という。)又は管理協定の目的となる景観重要樹木(以下「協定樹木」という。)

二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものではないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令(都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。)で定める基準に適合するものであること。

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第三十七条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第三十八条 景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

第三十九条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

(管理協定の変更)

第四十条 第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第四十一条 第三十九条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第四十二条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構であって同法第六十九条第一号イの業務を行うもの(以下この節において「緑地管理機構」という。)は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)に掲げる業務」とあるのは、「若しくは二(1)に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

3 第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款 雑則

(所有者の変更の場合の届出)

第四十三条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

第四十四条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令(都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令)で定める。

(報告の徴収)

第四十五条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第四十六条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めすることができる。

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第五号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路(以下「景観重要道路」という。)に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画(景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。)に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」当該指定に係る道路の存する区域において景観行政

団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号八(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号八(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法の規定による許可の特例）

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号八(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号八(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（都市公園法の規定による許可の特例等）

第五十一条 景観計画に第八条第二項第五号八(3)の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号八(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第五号八(3)の許可の基準（都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号八(3)の許可の基準」とする。

（海岸法の特例等）

第五十二条 景観計画に第八条第二項第五号八(4)の許可の基準（海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号八(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする。

2 景観計画に第八条第二項第五号八(4)の許可の基準（海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号八(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許

可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第五号八(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号八(5)の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港漁場整備法の特例）

第五十四条 景観計画に第八条第二項第五号八(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号八(6)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条 市町村は、第八条第二項第五号二に掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観農業振興地域整備計画の区域
- 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- 三 第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従って利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条 市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場

合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議がととのったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項（第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

- 2 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第六条第一項の規定は、適用しない。

- 3 前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条本文並びに第二十条第一項本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第五十八条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

- 2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従った利用を確保するために」とする。

(市町村森林整備計画の変更)

第五十九条 市町村は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項及び第三項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項の規定によりしたものとみなす。

第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

- 2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

(計画の認定)

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めるときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百一条第三号において同じ。）は、することができない。

- 5 第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 4 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告

しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。)若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)に係る取引をした宅地建物取引業者(同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第六十六条 国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この条において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときは当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第二項の通知に係る建築物の建築等の工事(根切り工事その他の政令で定める工事を除く。)は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(条例との関係)

第六十七条 第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(工事現場における認定の表示等)

第六十八条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者(その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

三 文化財保護法第四百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物

四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分

二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物

三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

第七十条 市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第七十一条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域(当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。)における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。)の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景

観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 2 前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 3 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

（開発行為等の制限）

第七十三条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

- 2 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節 準景観地区

（準景観地区の指定）

第七十四条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

- 2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。
- 4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。
- 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

（準景観地区内における行為の規制）

第七十五条 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

- 3 都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

3 第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

4 前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節 雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

第七十七条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの

2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。

- 3 前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとな

る日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。

- 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助)

第七十八条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(市町村長に対する指示等)

第七十九条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

(書類の閲覧)

第八十条 市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章 景観協定

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

- イ 建築物の形態意匠に関する基準
- ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

- ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
- ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

- 3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

- 4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る景観協定の縦覧等)

第八十二条 景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

(景観協定の認可)

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

三 第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号口に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所へ備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(景観協定の変更)

第八十四条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(景観協定区域からの除外)

第八十五条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時

において当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 3 前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 4 第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観協定の効力）

第八十六条 第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等）

第八十七条 景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

- 2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。
- 3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等が前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

4 第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

5 景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の廃止）

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第八十九条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による景観協定の設定）

第九十条 景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないもの所有者は、良好な景観の形成のため必

要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認められる場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。
- 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

（借主等の地位）

第九十一条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章 景観整備機構

（指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

（機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例）

第九十四条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第九十五条 景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対

し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十六条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第九十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二 第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

三 第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者

四 第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二條第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三條第一項(第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 第六十八條の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第一百三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第一百四條 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百五條 第四十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百六條 第四十三條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第一百七條 第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項又は第七十六條第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 [平成16年5月28日法律第61号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 [平成17年6月10日法律第53号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行前に前條の規定による改正前の景観法第五十五條第四項において準用する旧農振法第十一條第一項(旧農振法第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

附 則 [平成17年7月29日法律第89号] [抄]

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。[後略]

(政令への委任)

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年10月21日法律第102号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八條の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本寺地区景観計画

～骨寺村荘園景観むらづくりに向けて～

平成 18 年 2 月

一関市

岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

0191-21-2111 (代表)

* 表紙下段左図の出典：「陸奥国骨寺村絵図」
(原史料中尊寺大長寿院蔵)



古紙配合率100%再生紙を使用しています